

令和 7 年 2 月 2 8 日
品川区役所第二庁舎 8 階
教 育 委 員 室

第 5 回品川区教育振興基本計画策定委員会 次第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 事

品川区教育振興基本計画（案）の決定について

4 委員振り返り

5 教育長より

6 今後の予定

- ・ 3 月下旬 教育委員会定例会における審議・議決（予定）
- ・ 4 月以降 品川区議会へ報告のうえ公表

7 閉 会

資料一覧

【配布資料】

参考資料 1：第 4 回品川区教育振興基本計画策定委員会会議録（議事要旨）

資料 1：第 4 回策定委員会 計画素案に関する意見一覧

資料 2：品川区教育振興基本計画（案）

資料 3：品川区教育振興基本計画概要版（案）

資料 4：パブリックコメント ご意見と回答について

資料 5：パブリックコメント ご意見と回答について（修正箇所見え消し）

第4回 品川区教育振興基本計画策定委員会 会議録（議事要旨）

日 時：令和6年12月19日（木）09:30～11:20

場 所：品川区役所第二庁舎8階 教育委員室

出席者：

委員	(出席委員) 樋口委員長、鞍馬副委員長、金子委員、市川委員、松本委員、吉田委員、加藤委員、和田委員、外山委員、江藤委員、野口委員、薄木委員 (欠席委員) 宮崎委員、石黒委員、丸山委員
事務局	米田教育次長、船木庶務課長、柏木学務課長、中谷指導課長、 丸谷教育総合支援センター長、唐澤特別支援教育担当課長、 河内品川図書館長、齊藤統括指導主事、升屋統括指導主事
その他	庶務課庶務係 担当者2名、策定支援業務受託事業者 担当者2名

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 委員の変更について

4. 議事

- (1) パブリックコメントについて
- (2) 子どもワークショップについて
- (3) 品川区教育振興基本計画素案について

【議事概要】

- (1) パブリックコメントについて
パブリックコメント実施結果を報告するとともに回答案を提示した。
回答案については一部修正を要するが、概ね原案のとおり委員の了承を得た。

<主な意見・質疑>
(委員質疑)

資料3、意見 No. 5 の回答案における「子どもたちへの意見聴取」ではどのような意見が聞かれたのか。

(委員長回答)

議事(2)にて丁寧に説明する予定である。

(委員質疑)

資料3によれば、パブリックコメントの結果を踏まえて計画へ反映した意見について反映欄に「○」がついている。いただいた意見は、計画へ反映したか、反映しないかのいずれかとのことで、反映されなかった意見は、その意見がすでに計画に含まれているものなのか

(事務局回答)

意見のほとんどは、今後計画を推進するにあたっての個別具体的な取り組みに関するものである。個別具体的な取り組みについては、今後、本計画に基づくアクションプランを定める中で検討する内容であるため反映していない。また、相反するご意見については、一方を反映すればもう一方が反映できないというものもあった。これらを事務局で精査した結果、資料3のとおり3つの意見を反映するという考え方で整理した。

(委員長補足)

基本計画の策定という性質上、パブリックコメントでいただく意見はどのような内容でも当てはまる。しかし、個別具体的な取り組みなど、もとより本計画に記載のない内容については直接的に反映することが難しい場合もある。

(委員意見)

資料3、意見 No. 17 の回答において「スチューデント・シティ」、「CAPS」、「ファイナンス・パーク」がどういった取り組みか読み取ることができないので補足があると分かりやすい。

(委員長回答)

補足説明について検討する。

(2) 子どもワークショップについて

子どもたちへの意見聴取として9月に実施した子どもワークショップの実施概要および実施結果について報告を行った。

<主な意見・質疑>

(委員質疑)

パブリックコメントについての議事で質問のあった、子どもたちへの意見聴取において子どもたちから出た意見は資料4のP. 3に掲載されているとの理解で良いか。

(事務局回答)

資料4のP. 3、項番4「結果概要」に黒丸が4つあるが、この4つが子どもワークショップを通じて出された主な意見をまとめたものである。

(委員長補足)

3日間で4グループ、計12のグループから出た意見がP. 4以降に掲載されており、

これを集約したものが資料3ページ、項番4「結果概要」の黒丸4つである。

(委員質疑)

子どもたちの意見がどのように計画へと反映されたかについて、計画素案上では資料5のP.43のとおり「計画に反映しました」としか書いてない。計画のどの辺りに子どもたちの意見が反映されたのか、紙面で分かると良い。

(事務局回答)

意見反映箇所を示した方が分かりやすいという考えもあれば、意見を反映したことを前提として作り上げた計画ということで具体的な反映箇所まで明記しないという考えもある。その辺りも踏まえてご審議いただきたい。

(委員質疑)

資料4、P.4以降に子どもたちの意見が掲載されているが、P.10では、意見の文頭に下向きの矢印がついており、これは次の文章と関係していて、付箋に書いた表現がそのまま乗っているのかなど、一目見たときに分かりづらい。また、P.13の「グットプロジェクト」など、学校独自の取り組み名称への注釈があると良い。

(事務局回答)

資料4、P.4以降は本日の委員会のために、余すことなく当日に出された付箋のままを掲載している。なお、子どもワークショップの実施報告については、計画における資料として資料4を抜粋したものを掲載予定である。

(委員意見)

当日見学させていただいた。参加者は当日が初顔合わせの状態ですスタートし、初めは緊張した様子が伝わったが、グループワークが進むと話が盛り上がり、様々な意見が出るようになった。全体を通じて穏やかで、こういった場をとおして子どもたちが幸せについて考える機会を持つのは良い取り組みだと感じた。

(3) 品川区教育振興基本計画素案について

前回会議で得られた委員の意見やパブリックコメントの結果、子どもたちへの意見聴取の結果等を踏まえて事務局が修正した計画素案を提示のうえ説明し、その内容について委員の意見を伺い、引き続き検討を進めることとした。

<主な意見>

(委員意見)

資料5、計画素案P.26、学びの羅針盤について、非常に見やすくなって、立体的で奥行きのある図になったためとても分かりやすい。

また、本計画では漢字とカタカナが併記された記載が以前より増えており、より理解が深まるのではないかなと思う。とても良い点である。

(委員意見)

資料5、計画素案P.46以降に掲載している「これまでの取組事例」について、P.49、方針5「グローバル・イノベーションを担う人材育成と職業実践力の育成」は項目名からすると、品川英語力向上推進プランが先のほうが良い。P.50、方針6「学校家庭地域の連携・協働による教育」も、先に地域とともにある学校づくりを挙げた方が良

い。

(委員意見)

資料5、計画素案 P.9 の図について、品川区教育委員会という言葉が、囲みの部分に2か所使用されているので、この位置づけの扱いはご検討いただきたい。また、策定委員会が教育委員会の枠の中に含まれていて良いのかも合わせて検討いただきたい。

(委員意見)

資料5、計画素案 P.20、年表について、2003年の「小中一貫特区」は「小中一貫教育特区」の方が適切ではないか。

(委員意見)

資料5、計画素案 P.29「施策体系」を見ると、目指す子ども像や、どのような力を身に付けた子どもたちを育てたいかが記載されていない。その後の計画本文を見ると記載はあるが、重点的にこういう子どもを育てたいとか、こういう力をつけさせたいといった内容を施策体系にも盛り込みたい。少なくとも概要版として示す際には、そういった内容が分かりやすく記載できると良い。

また、同じく素案 P.29 の「施策体系」で、ウェルビーイングという言葉の要件や要素など、ウェルビーイングをもう少し具体的に示すことができると良い。

(事務局回答)

ウェルビーイングをもう少し明確にという点では、施策体系のうち、ビジョンである「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」という文言が、区の教育で目指すべきウェルビーイングのキーワードと捉えており、施策体系の中でこれ以上にウェルビーイングの定義を記載することは考えてはいない。

(委員質疑)

資料5、計画素案 P.26「学びの羅針盤」について、このページだけ見てもウェルビーイングの具体的な説明がない。この中に文章としてウェルビーイングの説明を加えると良いのではないか。

(事務局回答)

ウェルビーイングをもう少し明確にという点では、学びの羅針盤のイラストに大きく太字で記載されている「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」という文言が本計画におけるビジョンであり、区の教育で目指すべきウェルビーイングのキーワードと捉えており、イラストの中でこれ以上にウェルビーイングの定義を記載することは考えてはいない。

(委員意見)

資料5、計画素案 P.26「学びの羅針盤」における重点施策について、本計画においてウェルビーイングとは包括的な目標のようなイメージがあり、その下に様々な政策があるという構成であることを踏まえると、重点施策の中にもウェルビーイングという言葉が使用されていることに違和感を覚える。

また、4つの重点施策として品川区は今後取り組んでいくことだが、項目ごとに桁が大きいものもあれば、非常に桁が小さい項目もあり、4つの重点施策と計画の整合性が取れているのか心配である。

例えば、レジリエンス育成の推進は、方針3の中の一つの目標といった箇所なので、レジリエンス育成の推進とウェルビーイング教育の推進が並列で並んでいいのかというところに疑問を感じる。

また、個別最適な学びを実現する環境整備という項目も、個別最適な学びだけでいいのか。協働的な学びとセットで素案の方針に記載されている中、個別最適な学びだけを取り出したところも疑問である。4つの重点施策と計画の整合性が難しいところだと感じた。

(委員意見)

ウェルビーイングが話題になっているが、私が住んでいる地域の神社の祭礼が、まさにウェルビーイング実現の最高のものではないかと思う。近隣の学校に異動した校長先生から、この地域は上下の関係が非常に良くできているといわれることもあったが、これは祭礼を中心とした子どもたちの集まりが非常に徹底しており、太鼓を叩いたり、笛を吹いたりこれをすべて先輩から教わる。そういった中で子どもたちが一生懸命勉強する。そんなことがウェルビーイングにつながっていると感じる。

(委員意見)

先ほどカタカナが多いという意見が出ていたが、私もそう感じる。例えば、計画素案P.34、方針7では「すべての子どもたちがお互いの違いを認め合い、高め合う協働的な学び(ダイバーシティ&インクルージョン)」と記載しているが、P.31、柱の2では「ダイバーシティ&インクルージョン(多様性と包摂)」という記載になっており一貫性がない。カタカナを使用するのであれば、少し丁寧に説明したほうが良い。

(委員意見)

他区の教育振興基本計画の方を確認すると、カタカナ語を分かりやすい言葉で、誰もが理解しやすい言葉に噛み砕いている例も多い。

(委員質疑)

資料5、計画素案P.26、学びの羅針盤のイラストについて、羅針盤の中に「Action(行動)」などと記載しているが、なぜ英語で記載するのか。

(委員長回答)

資料5、計画素案P.26、学びの羅針盤のイラストはP.14にあるとおりOECDの学びの羅針盤をもとに作成し、これを翻訳しているために残った記載である。

(委員意見)

資料5、計画素案P.26、学びの羅針盤のイラストを改めて確認する中で、羅針盤に養いたい力が記載されていることを認識したが、これだけだと、多様な他者を尊重し協働する力、他者に対して、他者と共に、という力がここには記載されてないと感じた。他者を尊重して協働する力について記載すべきである。

(委員意見)

資料7、計画概要版について、区民全般に広く周知ということであれば、学びの羅針盤のイラストの中で掲載しきれない部分について概要版に盛り込むことができると良い。今回資料として提案いただいた概要版は計画の抜粋版になっており、文字量が非常に多い。広く区民の方に理解を求めるのであれば、今回行った議論を含めて概要版において少しでも反映されると良い

(委員意見)

区のシンボルマークに使用している品川パープルを取り入れると良い。

(委員意見)

資料5、計画素案 P. 26 の学びの羅針盤と P. 28 のビジョンについて、入り組んだ文章だと感じた。可能な範囲で誰が手に取っても読みやすい文章を目指すが良い。

学びの羅針盤本文については、冒頭の「子どもたちは～」という一文が長く、読み手が混乱するのではないか。ビジョンについては、冒頭2文目が長く、途中で切ったほうが良いという印象を持った。

(委員意見)

私には小学生の息子と幼稚園の娘がいる。こういった会議に参加するのは初めてで、区がこういった話し合いを区民参加で行っていること自体を知らなかったため、興味深く意見を聞かせていただいた。

こうした取り組みが行われていることを知らないということがもったいなく感じるため、計画やその概要版が広く発信されると良い。

(委員質疑)

資料5、計画素案 P. 9 について、「子どもたちへの意見聴取」は掲載されているが、「区民意見公募」は「パブリックコメントを実施後に掲載」となっている。ここに記載が追記されるとの認識で良いか。

(事務局回答)

お見込みのとおり、子どもたちへの意見聴取と同じような数行の説明を入れる予定である。

5. 連絡事項

6. 閉会

第4回教育振興基本計画策定委員会 計画素案に関する意見一覧

▼ 項番：第4回策定委員会時点の素案と対応				
No.	項	意見内容（要旨）	反映	備考・対応
1	26	P.26、学びの羅針盤について、非常に見やすく、立体的で興行きのある図になっていて、とても分かりやすくなった。	－	
2	26	漢字とカタカナが併記された記載が以前より増えており、より理解が深まるのではないかと思う。	－	
3	43	子どもたちの意見がどのように計画へと反映されたかについて、計画素案上ではP.43のとおり「計画に反映しました」としか書いてない。計画のどの辺りに子どもたちの意見が反映されたのか、紙面で分かるとう良い。	－	・子どもたちへの意見聴取も計画策定の一つの過程であり、子どもの意見を反映して策定されていることが前提であるため、反映箇所の表示は不要とする意見あり。
4	49	P.46以降に掲載している「これまでの取組事例」について、P.49、方針5「グローバル・イノベーションを担う人材育成と職業実践力の育成」は項目名からすると、品川英語力向上推進プランが先のほうが良い。P.50、方針6「学校家庭地域の連携・協働による教育」も、先に地域とともにある学校づくりを挙げた方が良い。	○	・指摘のとおり対応
5	9	P.9の図について、品川区教育委員会という言葉が、囲みの部分に2か所使用されているので、この位置づけの扱いはご検討いただきたい。また、策定委員会が教育委員会の枠の中にも含まれていて良いのかも合わせて検討いただきたい。	○	・指摘のとおり対応
6	20	P.20、年表について、2003年の「小中一貫特区」は「小中一貫教育特区」の方が適切ではないか。	－	・「小中一貫特区」が正しい。※文部科学省HP参照
7	29	P.29「施策体系」を見ると、目指す子ども像や、どのような力を身に付けた子どもたちを育てたいかが記載されていない。その後の計画本文を見ると記載はあるが、重点的にこういう子どもを育てたいとか、こういう力をつけさせたいといった内容を施策体系にも盛り込みたい。少なくとも概要版として示す際には、そういった内容が分かりやすく記載できると良い。	△	・学びの羅針盤本文に、子どもたちがコンピテンシーを身に付け、エージェンシーを発揮することができる共生社会の担い手となれるよう育む旨記載あり。 ・羅針盤の中に、資質・能力として「知識・スキル・態度および価値観（コンピテンシー）」を、育む力として「新たな価値を創造する力、対立やジレンマに対処する力、責任ある行動をとる力（エージェンシー）」の記載あり。 ・概要版の中で可能な範囲で反映。
8	29	P.29の「施策体系」で、ウェルビーイングという言葉の要件や要素など、ウェルビーイングをもう少し具体的に示すことができると良い。	－	・ビジョンの中に記載あり。
9	26	P.26「学びの羅針盤」について、このページだけ見てもウェルビーイングの具体的な説明がない。この中に文章としてウェルビーイングの説明を加えると良いのではないか。	－	・ビジョン「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」がウェルビーイングが実現した社会そのものである旨説明済み。
10	26	P.26「学びの羅針盤」における重点施策について、本計画においてウェルビーイングとは包括的な目標のようなイメージがあり、その下に様々な政策があるという構成であることを踏まえると、重点施策の中にもウェルビーイングという言葉が使用されていることに違和感を覚える。	－	・パブリックコメントの反映を優先。
11	26	4つの重点施策として品川区は今後取り組んでいくことだが、項目ごとに桁が大きいものもあれば、非常に桁が小さい項目もあり、4つの重点施策と計画の整合性が取れているのか心配である。 例えば、レジリエンス育成の推進は、方針3の中の一つの目標といった箇所なので、レジリエンス育成の推進とウェルビーイング教育の推進が並列で並んでいるのかというところに疑問を感じる。 また、個別最適な学びを実現する環境整備という項目も、個別最適な学びだけでいいのか。協働的な学びとセットで素案の方針に記載されている中、個別最適な学びだけを取り出したところも疑問である。4つの重点施策と計画の整合性が難しいところだと感じた。	△	・可能な範囲で対応。 ・4項目の変更はしない。 ・「個別最適な学びを実現する環境整備」→「個別最適で協働的な学びを実現する環境整備」へ修正。
12	34	カタカナが多いという意見が出ていたが、私もそう感じる。例えば、計画素案P.34、方針7では「すべての子どもたちがお互いの違いを認め合い、高め合う協働的な学び（ダイバーシティ&インクルージョン）」と記載しているが、P.31、柱の2では「ダイバーシティ&インクルージョン（多様性と包摂）」という記載になっており一貫性がない。	○	・P.31「（多様性と包摂）」を削除。 ・P.26、羅針盤に注釈を追記。
13	－	カタカナを使用するのであれば、少し丁寧に説明したほうが良い。。	－	・難しいと思われるカタカナ語は注釈やカッコ書きによる補足対応済み。
14	－	他区の教育振興基本計画の方を確認しますと、カタカナ語を分かりやすい言葉で、誰もが理解しやすい言葉に噛み砕いているので、ぜひそうしていただきたい。	－	・難しいと思われるカタカナ語は注釈やカッコ書きによる補足対応済み。
15	26	学びの羅針盤のイラストについて、羅針盤の中に「Action（行動）」などと記載しているが、なぜわざわざ英語を書くのか。行動なら行動で良い。	○	・日本語を先に記載するよう修正。 ・ただし「AARサイクル」の活用が前提であるためアルファベットは残す。
16	26	P.26、学びの羅針盤のイラストを改めて確認する中で、羅針盤に養いたい力が記載されていることを認識したが、これだけだと、多様な他者を尊重し協働する力、他者に対して、他者と共に、という力がここには記載されていないと感じた。他者を尊重して協働する力について記載すべきである。	△	・学びの羅針盤本文に記載あり。 ・冒頭「子どもたちは、コミュニティの中で仲間・教師・家族・地域等、周囲の方々に囲まれ、協力しながら～」「周囲の人々が乗る船とともに自らの船を進めていきます」と記載。 ・文末「周囲の人々と共に協力し高めあい～」と記載。 ・概要版の中で可能な範囲で反映。
17	概	概要版について、区民全般に広く周知するのであれば、学びの羅針盤のイラストの中で掲載しきれない部分を概要版に盛り込むことができると良い。今回資料として提案いただいた概要版は計画の抜粋版になっており、文字量が非常に多い。広く区民の方に理解を求めるのであれば、今回行った議論を含めて概要版において少しでも反映されると良い。	△	・可能な範囲で対応。
18	－	区のシンボルマークに使用している品川パールを取り入れるとう良い。	－	・海をイメージした青系の色を中心に検討。
19	26	P.26の学びの羅針盤について、入り組んだ文章だと感じた。可能な範囲で誰が手に取っても読みやすい文章を目指すとう良い。学びの羅針盤本文は、冒頭の「子どもたちは～」という一文が長く、読み手が混乱するのではないか。	○	・2文に分割。
20	28	P.28のビジョンについて、入り組んだ文章だと感じた。可能な範囲で誰が手に取っても読みやすい文章を目指すとう良い。ビジョンは、冒頭2文目が長く、途中で切ったほうが良いという印象を持った。	○	・2文に分割。
21	9	P.9について、「子どもたちへの意見聴取」は掲載されているが、「区民意見公募」は「パブリックコメントを実施後に掲載」となっている。ここに記載が追記されるとの認識で良いか。	○	・文案を作成し掲載。

品川区教育振興基本計画

品川区教育ビジョン



(案)

2025（令和7）年3月

品川区教育委員会

音声コード

本計画書には、音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。
専用アプリ等で読みとると、音声で内容が確認できます。

音声コード

(表紙裏 白紙)

目次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の目的	2
3 計画の位置づけ	4
4 区教育大綱、教育目標・基本方針の概要	5
5 計画の期間	8
6 計画策定の体制	9
第2章 教育を取り巻く動向の変化	11
1 国の動向	12
2 東京都の動向	15
3 品川区における教育の取り組み	16
4 新たな計画における円滑な施策推進のための基盤	23
第3章 品川区が目指すこれからの教育の姿	25
1 品川区版 学びの羅針盤 2030（イメージ図）	26
2 ビジョン ～私たちが望む品川の未来～	28
3 施策体系	29
4 ビジョンを実現するための基本的な柱	30
5 施策推進における12の方針	32
6 本計画とSDGs	36
第4章 計画の推進	39
1 進行管理	40
資料	41

(中扉を奇数ページにするため、白紙ページを適宜挿入している)

第1章 総論



1 計画策定の趣旨

今日の社会はめまぐるしく変化しています。将来の予測が困難なVUCA（※1）の時代において、少子化、人口減少、高齢化、国際競争力の低下、国や社会に対する意識の低下など、私たちの目の前には様々な課題が存在しています。政府は、こうした時代認識のもと、2040年以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を基本方針に掲げた「第4期教育振興基本計画」を2023（令和5）年度に策定しました。

東京都教育委員会は、国の計画を受けて、「東京都教育ビジョン（第5次）」を同年度に策定し、未来を切り拓く「人」の育成、共生社会の実現、誰一人取り残さない社会の実現に資する教育政策を打ち出しました。

品川区教育委員会（以下「区教育委員会」という。）はこれまで、「品川区教育大綱」の基本理念である「共に はぐくみ つなぐ 教育都市しながわ」の実現に向けて、質の高い教育環境の整備を進めるとともに、学校・家庭・地域が共に支え合い、成長していく社会づくりを進めてきました。学校教育においては独自の改革に取り組んできましたが、この学校教育改革に終わりはなく、社会の動きに常に目を向けながら、子どもたちが未来を切り拓く力を身に付けることのできる教育環境の実現に向けて継続的に改善していく必要があります。

そこで、国と東京都が新たに示した教育政策の方向性を参酌しつつ、品川区（以下「区」という。）を取り巻く社会情勢の変化、学校教育をめぐる現状と課題、これまでの成果を踏まえた上で、みんなのウェルビーイングが実現した「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」を目指し、「品川区教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定しました。

2 計画の目的

本計画は、区教育委員会が所管する就学前教育、学校教育、家庭教育支援、文化財、図書館に関する施策を推進するためのビジョンと、その実現に向けた方針および計画期間における施策の目指す姿を明らかにするものです。

所管	内容	就学前	小学生	中学生
就学前教育	区立幼稚園における教育			
学校教育	区立学校における教育			
家庭教育支援	家庭における教育の支援			
文化財	区内の文化財の保護・活用に関する事業			
図書館	区立図書館の運営に関する事業			

¹ VUCA：Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字をとった、将来予測が困難な状態を指す造語。

ウェルビーイングとは （国の「第4期教育振興基本計画」より抜粋）

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。
- 個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。

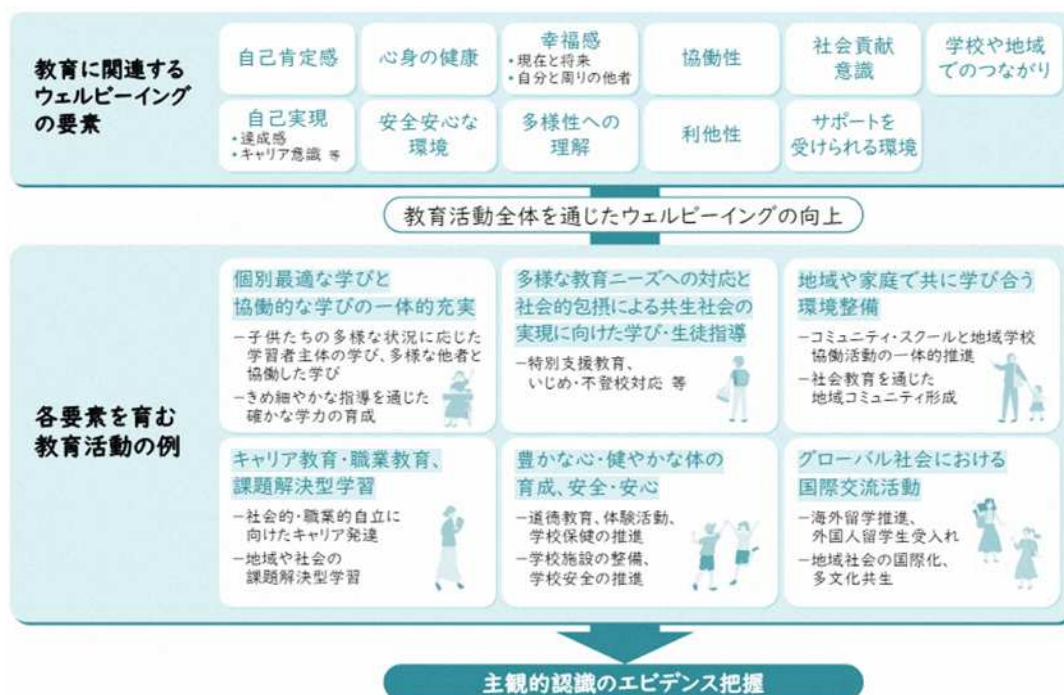
ウェルビーイングが実現される社会は、子供から大人まで一人一人が担い手となって創っていくものである。社会全体のウェルビーイングの実現に向けては、個人のウェルビーイングが様々な場において高まり、個人の集合としての場や組織のウェルビーイングが高い状態が実現され、そうした場や組織が社会全体が増えていくことが必要となる。子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められる。

国の「第4期教育振興基本計画」は文部科学省ホームページで公表しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm

二次元
コード

▼教育とウェルビーイング（文部科学省「第4期教育振興基本計画（リーフレット）」）



3 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定しており、区における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

教育基本法（抜粋）

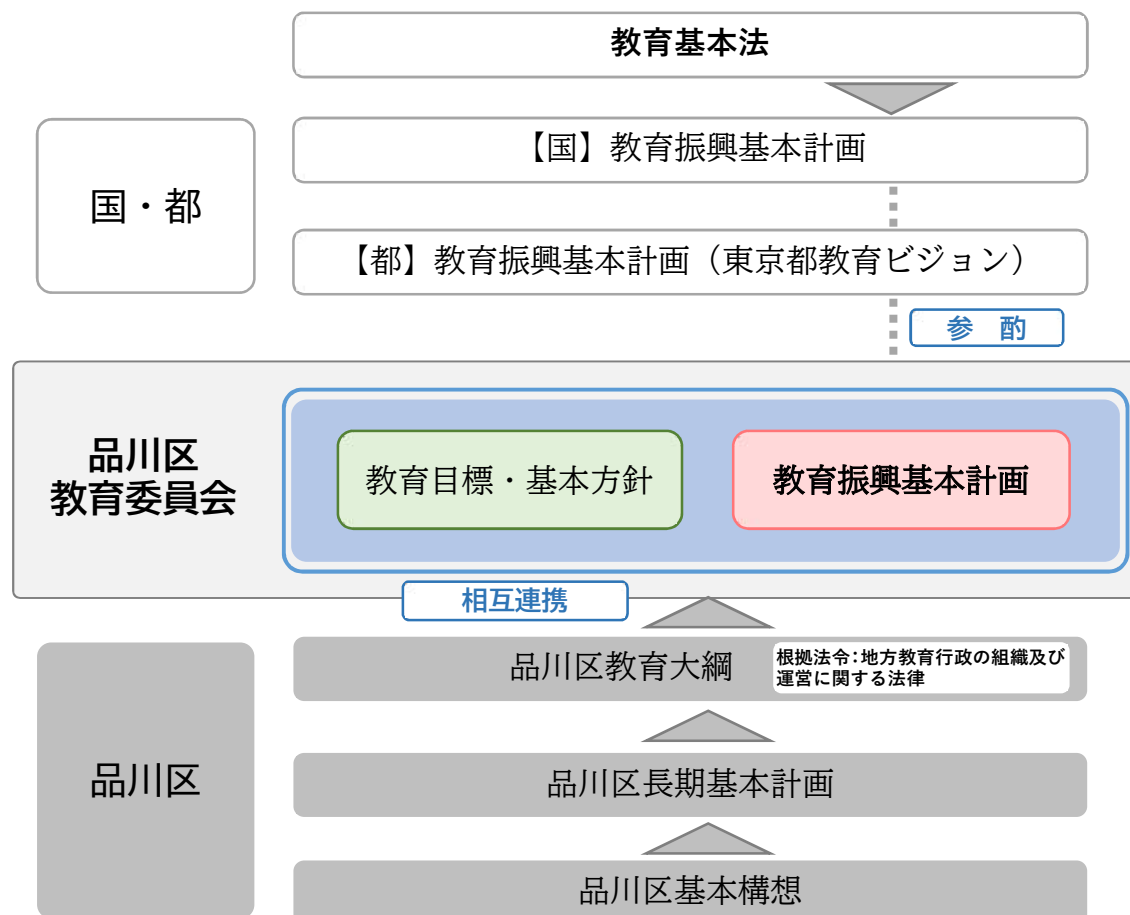
（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

本計画の策定・推進にあたっては、国および東京都の「教育振興基本計画」を参酌するとともに、区で定める「品川区基本構想」、「品川区長期基本計画」、「品川区教育大綱」および関連分野の個別計画等との調和と連携を図るものです。

▼教育振興基本計画 位置づけ



4 区教育大綱、教育目標・基本方針の概要

(1) 品川区教育大綱

「品川区教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、地方公共団体の長が、地域の実情に応じ、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

区は、同法が2015（平成27）年4月に施行されたことを受け、2016（平成28）年4月に総合教育会議を設置し、「品川区教育大綱」を策定しました。その後、2020（令和2）年4月に区の最上位の行政計画である「品川区長期基本計画」が策定（改訂）されたことを受け、同計画と整合を図るとともに、近年の社会経済状況等の変化を踏まえた内容とするため、2021（令和3）年2月に改訂しました。

教育大綱（区の教育の目標や施策の根本的な方針） 2021（令和3）年2月改訂

基本理念「共に はぐくみ つなぐ 教育都市しながわ」

方針1 就学前教育の充実
方針2 学校教育の充実
方針3 青少年教育の充実

方針4 生涯学習・スポーツの充実
方針5 文化・芸術の振興

(2) 品川区教育委員会の教育目標および基本方針

区教育委員会は、区立学校の目指すべき姿の指針を示す「品川区教育委員会教育目標および基本方針」を定めています。これは「品川区教育大綱」の基本理念との調和を図り、「品川区長期基本計画」に定める区の目指す姿を学校教育の場でどのように実現するかという具体的な目標としての役割も有しています。

その後、2020（令和2）年4月の「品川区長期基本計画」の策定（改訂）、国の「第4期教育振興基本計画」の考え方や区の児童・生徒を取り巻く状況の変化等を踏まえ、2024（令和6）年4月に改訂しました。

教育目標（品川区立学校の目指すべき姿の指針） 2024（令和6）年4月1日適用

＜目的＞ 品川区教育委員会は、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、子どもたちが持続可能な社会の担い手として、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ちた未来を自ら切り拓いていけるよう、以下の教育目標を定める。

＜目標＞

- 豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進
- 確かな学力の育成
- グローバル社会における人材の育成
- 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
- 生涯学び、活躍できる環境の整備

1 豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進

日本国憲法および教育基本法の方針とともに、人権尊重都市品川宣言の考え方を基本に、教育活動全体を通じてあらゆる偏見や差別をなくし、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。

- （１）人権尊重の理念を広く定着させ、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人、外国人、性自認などの人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、人権課題の正しい理解と認識を深められるよう学習機会の充実に努め、差別意識の解消を図る。
- （２）子どもたちが、他国の文化や人種・民族および宗教の違いを正しく理解・尊重し、国際協力、人道問題・平和問題などに信念をもって対応できる能力を身に付けられるよう、工夫した教育活動を展開する。
- （３）いじめ根絶宣言の考え方を基本に、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るとともに、非行や不登校など様々な問題に迅速・的確に対応する。また、学級等における良好な人間関係を形成するため、教職員と児童・生徒との信頼関係に基づく一人ひとりの人権感覚の向上に努める。
- （４）体罰根絶宣言の考え方を基本に、子どもに対する体罰が、いかなる理由があろうと決して許されない人権侵害行為であるという認識の下、子どもの尊厳を重んじ、人間尊重の精神に基づいた教育を推進する。
- （５）全ての教育活動を通じて、子どもたちが豊かな人間性を育むことができるよう、自ら考え、学び、自他の命の大切さを尊重し、「生きる力」とともに「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努める。

2 確かな学力の育成

子どもたちが、自主・自立の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう、一貫教育を推進し、基礎的・基本的な知識・技能の習得および思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等を育むとともに、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実を図る。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

- （１）各学校は、義務教育9年間を見通した教育目標を定め、9年間で目指すべき児童・生徒像の達成に向け、一貫教育を推進する。
- （２）多様で変化の激しい社会に対応できるよう、学習内容・指導方法等を工夫・改善し、子どもたちの基礎的・基本的な知識および技能の定着、向上を図るとともに、問題解決的な学びを重視し、次代を担う人材が身に付けるべき資質と能力の伸長を図る教育を推進する。
- （３）市民科の実施により、子どもたちが自らの在り方や生き方を探求するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として活かすことのできる資質と能力および意欲を育てる教育活動の充実を図る。
- （４）Society5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据え、タブレットなどのICT環境を活用し、将来の情報社会に対応した情報活用能力を育成するとともに、情報モラルの醸成とネット犯罪・ネット依存症等の予防の意識定着を図る。
- （５）教育的配慮の必要な子どもたちが、その能力・特性等を最大限に伸ばし成長・発達していけるよう、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援体制を構築するなど、9年間を見通した特別支援教育を推進する。
- （６）保育園・幼稚園、小学校・義務教育学校（前期課程）の連携・交流を行い就学前教育と義務教育との滑らかな接続を図るとともに、家庭との連携による成長・発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

3 グローバル社会における人材の育成

子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育、スポーツ活動の充実とともに、運動習慣の定着に向けた取り組みを強化する。また、国際社会に対応した人材を育成するため、日本の伝統・文化理解を基盤とする国際理解教育を一層推進するとともに、区立学校における英語教育をさらに充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。

- (1) 子どもたちが、心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るため、学校の教育活動全体を通して、体育の授業や運動会等の充実など、安全で効果的な運動・スポーツ活動を推進し、日常的な運動習慣の形成に努める。
- (2) 子どもたちが自分の体力や運動能力を客観的に把握し、体を動かす喜びや楽しさを体得できるよう、外部人材も活用して体力の向上と健康の増進に努める。
- (3) 実践的なコミュニケーション能力を培い、グローバル化に対応できる人材を育成するため、小学校・義務教育学校（前期課程）からの英語教育を充実・発展させるとともに、楽しみながら確実に語学力が身に付く9年間の英語教育を推進する。
- (4) 品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習、語学研修派遣などを通して、平和を愛し、自国、諸外国の文化を尊重する態度を育成する国際理解教育を推進する。

4 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

子どもたちは、家庭や地域の中で成長することを踏まえ、学校・家庭・地域が、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、それぞれの立場で連携を強化し支援する。

- (1) 教育基本法の趣旨に基づき、第一義的責任を有する保護者が、生活のための必要な習慣を子どもたちに身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることができるよう家庭教育を支援する。
- (2) 品川コミュニティ・スクールとして、保護者、地域住民の参画を得て、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを推進し、特色のある教育活動を展開することのできる学校運営の体制と組織を構築する。
- (3) 「まもるっち」「83 運動」「子ども 110 番の家」「いじめ根絶協議会」などの様々な取り組みにおいて、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して責任と役割を担い、犯罪・災害時等から子どもたちの安全を確保する活動を区内全域に展開する。
- (4) ICT 化の進展に対応し、有害環境から子どもたちを守るため、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を通して、学校・家庭・地域における情報モラル教育を推進する。

5 生涯学び、活躍できる環境の整備

子どもたちはもとより、区民が、自己実現を図ることのできる機会を提供するため、伝統・文化の理解、継承、発展とともに、文化財の保護・活用を推進する。また、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。

- (1) 子どもたちや区民に伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、新しい文化の創造に資するために、伝統・文化遺産の継承と文化財の保護・活用に努める。
- (2) 図書館資料の充実、施設環境の整備、また、新たな情報媒体である電子書籍等への対応などにより、地域の情報拠点としての図書館づくりを推進する。
- (3) 「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、「本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つ」ことを目指し、家庭・地域・学校・図書館における連携を通して、乳幼児期から大学生世代までの読書と情報環境を活かした学びを支援する。
- (4) 学校図書館の機能充実と利用促進を図るため、区立図書館は環境整備に努め、各学校の主体的な学校図書館の運営を支援する。

5 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間です。

なお、法律や制度の改正等により、教育行政を取り巻く状況に大きな変化があり、計画内容を変更する必要性が発生した場合は、計画の見直しを検討します。

▼関連する主な計画の期間（年度）

		2023 年度 令和 5 年度	2024 年度 令和 6 年度	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
品川区教育振興基本計画	5 年ごとに策定			2025（令和 7）年度～ 2029（令和 11）年度				
品川区基本構想	適宜改訂	2008（平成 20）年度～						
品川区長期基本計画	10 年ごとに策定	2020（令和 2）年度～2029（令和 11）年度						
品川区教育大綱	適宜改訂	2021（令和 3）年度～						
品川区教育委員会 教育目標・基本方針	適宜改訂	2023（令和 5）年度～						
品川区子ども読書活動推進計画	5 年ごとに策定	2020（令和 2） 年 度 ～ 2024 （令和 6）年度		2025（令和 7）年度～ 2029（令和 11）年度				

6 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては品川区教育振興基本計画策定委員会を設置し、区の学校教育に関するこれまでの取り組み、成果、課題などとともに、子どもたちの意見を聞くワークショップ、区民から広く意見を聞く区民意見公募手続（パブリックコメント）をとおして多くの意見を参考にしながら、計画内容を協議しました。

◇品川区教育委員会

品川区教育振興基本計画策定委員会の提案に基づき、教育委員会において本計画を決定しました。

◇品川区教育振興基本計画策定委員会

学識経験者、地域代表、PTA 代表、幼稚園・保育園・学校関係者等で構成する委員会を設置し、区教育委員会の依頼に基づき、多角的な視点から計画全般にわたる検討と計画案の取りまとめを行いました。

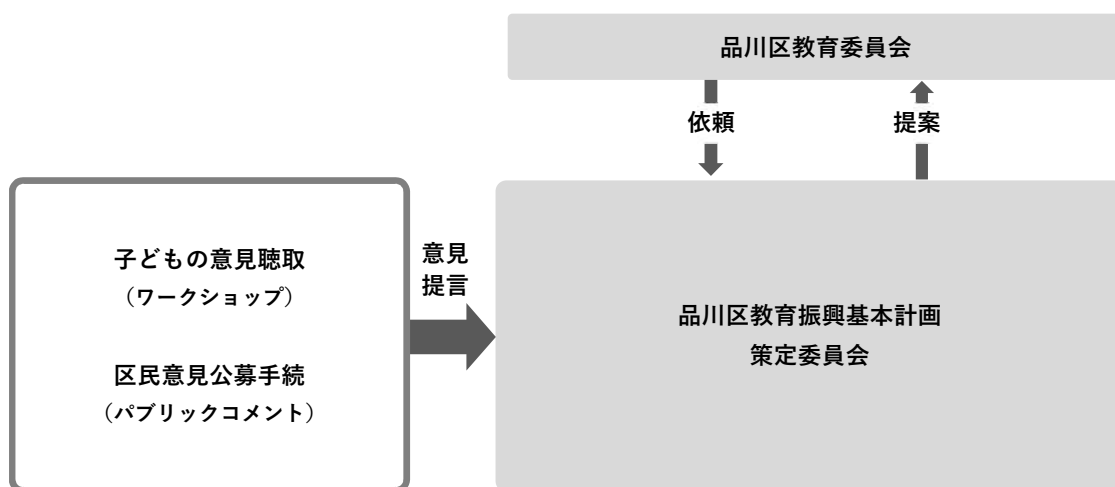
◇子どもの意見聴取（ワークショップ）

子どもたち自身がよりよい未来について考え、行動するきっかけとなるよう、「みんなが笑顔になれる学校を考えよう」をテーマに、区立学校へ通う児童・生徒（参加総数 54 名）を対象としたワークショップを 3 回に分けて実施しました。本計画の策定にあたっては、ワークショップを通じて得られた子どもたちの意見を参考として活用しながら検討を行いました。

◇区民意見公募手続（パブリックコメント）

2024（令和 6）年 10 月 11 日から 30 日間、品川区ホームページ、区役所、各地域センター、各図書館において閲覧に供し、区民意見公募手続（パブリックコメント）を行いました。

▼計画策定体制



(白紙ページ)

第2章 教育を取り巻く動向の変化



1 国の動向

◇こども基本法

日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神に則り、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が2022（令和4）年6月に成立し、2023（令和5）年4月に施行されました。

国・地方公共団体は、この法律に基づき、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することが求められています。

国はこども基本法に基づく施策の総合的な推進を図るために「こども大綱」を策定し、目指す社会を「こどもまんなか社会」と位置付けてその実現に向けた取り組みを進めています。

◇学習指導要領

学習指導要領は、2017（平成29）年3月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領、2018（平成30）年3月に高等学校学習指導要領が改訂され、2022（令和4）年にかけて段階的に実施されました。この改訂は、グローバル化やAI（人工知能）などの急速な技術革新による予測困難な時代の中、「生きる力」をより具体化し、子どもの確かな学びの実現を目指しています。

◇学級編制の標準

小学校等の学級編制の標準は、1980（昭和55）年以来、1学級の児童・生徒数40人（小学校1年生は35人）とされてきました。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（2021（令和3）年4月1日施行）により、この標準を約40年ぶりに引き下げるようになりました。

小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準は、2021（令和3）年度から5年間かけて段階的に35人に引き下げ、2023（令和5）年度は1年生から4年生までに適用されました。2025（令和7）年度に小学校等の全ての学年で35人学級となります。

◇第4期教育振興基本計画

2006（平成18）年に教育基本法が約60年ぶりに改正され、国に教育政策全体の方向性や目標、施策等を定める「教育振興基本計画」の策定が義務付けられました（同法第17条）。同法に基づき、政府は2008（平成20）年度に「第1期教育振興基本計画」を策定以降、5年ごとに計画を改定し、2023（令和5）年6月に「第4期教育振興基本計画」（計画期間：2023（令和5）～2027（令和9）年度）を策定しました。

第4期計画では、2019（令和元）年に OECD が公表した「OECD ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030（※PI4 参照）」を参考とし、将来の予測が困難な VUCA の時代、少子化、人口減少、高齢化など、社会の現状や変化を背景に、今後の教育政策の方向性を示す羅針盤として、2040（令和 22）年以降の社会を見据えた 2 つのコンセプト（総括的な基本方針）を示しました。

1 つ目のコンセプトである「持続可能な社会の創り手の育成」では、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワーク等を備えた人材の育成を目指しています。2 つ目のコンセプトである「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」では、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上することを目指しています。この 2 つのコンセプト（総括的な基本方針）のもと、5 つの基本的な方針と 16 の目標を掲げました。

▼第4期教育振興基本計画（要旨）

総括的な基本方針・コンセプト	
1	2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
2	日本社会に根差したウェルビーイングの向上
5 つの基本的な方針	
1	グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学びを続ける人材の育成
2	誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3	地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
4	教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
5	計画の実効性確保のための基盤整備・対話
今後 5 年間の教育政策の目標	
1	確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
2	豊かな心の育成
3	健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
4	グローバル社会における人材育成
5	イノベーションを担う人材育成
6	主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
7	多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
8	生涯学び、活躍できる環境整備
9	学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
10	地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
11	教育 DX の推進・デジタル人材の育成
12	指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化
13	経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
14	NPO・企業・地域団体等との連携・協働
15	安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
16	各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

<参考>

◇OECD ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030

OECD は 2015（平成 27）年より“OECD Future of Education and Skills”プロジェクトを進め、2019（令和元）年に研究の成果として、私たちが望む未来を実現するための学習の枠組みを「OECD ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030」にまとめ公表しました。

「学びの羅針盤」はウェルビーイングの実現を最終目標とし、この目標を目指して歩いていく子どもたちが、周囲の人々や社会をよりよいものにするべく学びを進める中で、責任ある有意義な行動をとるためのツールとして示されました。

「学びの羅針盤」は下図のとおり図式化されています。子どもたちは「見通し（Anticipation）、行動（Action）、振り返り（Reflection）」からなる AAR サイクルのプロセスによる学びから得た「知識・スキル・態度・価値観（コンピテンシー）」を用いて「変化を起こすために自ら目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する能力（エージェンシー）」を発揮し、コミュニティの中で仲間・教師・家族・地域の人々に囲まれ、協力し、相互に作用しながらウェルビーイングを目指す姿が描かれています。

OECD ラーニング・コンパス 2030

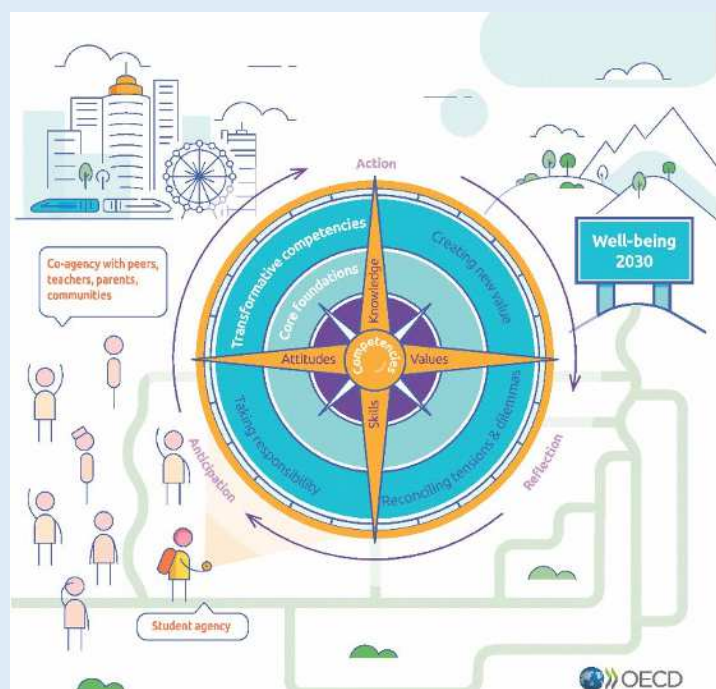


図 OECD ラーニング・コンパス 2030（「Learning Compass 2030 concept note」より引用）

2 東京都の動向

◇東京都教育施策大綱

東京都は、2015（平成27）年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、同年11月に「東京都教育施策大綱」を策定しました。その後、2017（平成29）年1月、2021（令和3年）3月に策定し、東京都の教育の基本的な方向性を示してきました。

◇東京都教育ビジョン

東京都教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針とその達成に向けた施策展開の方向性を示す教育振興基本計画として、「東京都教育ビジョン」を策定しています。

このビジョンは、「東京都教育施策大綱」と基本的な方針を共有し、より実行力のある施策を展開していくものであり、都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の「羅針盤」となるものです。2024（令和6）年3月に策定した「東京都教育ビジョン（第5次）」（計画期間：2024（令和6）～2028（令和10）年度）は、3本の「柱」、12の「基本的な方針」、30の「今後5か年の施策展開の方向性」に基づく施策を明らかにしています。

▼東京都教育ビジョン（第5次）（3本の「柱」、12の「基本的な方針」）

柱1 自ら未来を切り拓く力の育成	
1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
2	Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育
3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
4	主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育
5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
柱2 誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実	
7	教育のインクルージョンの推進
8	子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
9	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進
柱3 子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化	
10	これからの教育を担う優れた教員の確保・育成
11	学校における働き方改革等の推進
12	質の高い教育を支える環境の整備

3 品川区における教育の取り組み

◇就学前教育

就学前教育は、「保幼小ジョイント期カリキュラム」(※2)からスタートし、保幼小の円滑な接続に向け、指導内容・方法の関連性・系統性を意識した質の高い保育・教育活動を進めています。

幼児期において育みたい資質・能力として「知識および技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を中心に、遊びをとおした総合的な指導により、一人ひとりの発達特性に応じて幼児期の終わりまでに育ってほしい姿への成長を促し、学校生活への円滑な移行を図っています。

◇学校教育

1 学校教育全般

学校教育は、1999(平成11)年に教育改革「プラン21」を策定し、翌年の2000(平成12)年に小学校の学校選択制、2001(平成13)年には中学校の学校選択制を導入し、学校改革と教員の意識改革に取り組みました。

2002(平成14)年度から外部評価制度を導入し、学校自身による自己評価と学校関係者による外部評価を組み合わせた学校の教育活動の具体的・客観的な評価の実施を図りました。2003(平成15)年度からは、全国に先駆けて、全区立学校の6年生を対象に、学力定着度調査を行い、外部評価と併せて、児童・生徒への指導力に対する学校の結果責任・説明責任を果たしています。

2005(平成17)年8月には、区内小・中学校の教員150人余の参画による足かけ3年の検討作業を経て「品川区小中一貫教育要領」を刊行し、翌年の2006(平成18)年度からは、市民科(※3)の新設や1年生からの英語教育など、全区立学校が新教育要領に基づく新しい教育をスタートさせました。また、この年には、全国初の施設一体型小中一貫校「日野学園」が開校し、順に2007(平成19)年に伊藤学園、2008(平成20)年に八潮学園、2010(平成22)年に荏原平塚学園、2011(平成23)年に品川学園、2013(平成25)年に豊葉の杜学園が開校しました。

² 保幼小ジョイント期カリキュラム：2009(平成21)年5月に「保幼小連携の推進に関する検討委員会」を設置し検討を開始。現場の校長・園長や保育者、教員などで構成する作業部会を通じて、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指して作成したカリキュラム。2010(平成22)年10月に発行。

³ 市民科：道徳、特別活動、総合的な学習の時間を統合・再構築した品川区の独自教科。義務教育9年間をとおした系統的な指導で、市民(社会の形成者)としての資質と能力を育てている。

2016（平成 28）年 4 月から、従来の施設一体型小中一貫校から改める形で、新たな学校種別である義務教育学校（※4）6 校を設置し、小学校、中学校、義務教育学校の 3 校種体制からなる 9 年間の一貫したカリキュラムなどをとおして、次代を生き抜く児童・生徒の確かな学力と豊かな人間性の育成を目指して新たな教育改革「品川教育ルネサンス -For The Next Generation-」に取り組んでいます。

また、区では、2016（平成 28）年度から「品川コミュニティ・スクール」（※5）を順次拡大し、2018（平成 30）年度からは全校でコミュニティ・スクールの取り組みを進めています。同年には、全校展開となった「品川コミュニティ・スクール」の取り組みを地域住民に広く周知するとともに、イベントをとおして学校と地域が一層の連携強化を図ることを目的とした「しながわ！コミュニティ・スクール フェスタ ～Link for the future 学校・家庭・地域で育てよう！品川の子どもたち～」を開催しました。学校と地域との密接な連携・協働による学校運営を通じて自主性・自律性が高く、持続可能な学校の教育体制の構築を図っています。

2020（令和 2）年度からは、就学人口の増加に対応する新しい学事制度（中学校・義務教育学校（後期課程）の通学区域の見直し、小学校・義務教育学校（前期課程）の学校選択制（※6）の見直し）を運用しています。また、急速に進展する情報社会に対応するため、全ての学校で ICT 環境の整備を進めるとともに、安全で安心な教育環境の確保のため、計画的な改築や改修工事を行っています。

2 特別支援教育

子どもたち一人ひとりのもてる力を高め、自立や社会参加を目指した教育的支援を行うため、各学校の校内体制の充実に向けて、特別支援学級等の整備、学習・生活・医療的ケアを支援するための人材配置等を実施しています。

学級等の整備では、特別支援学級（知的障害・病弱）、通級指導学級（難聴・言語障害）の学級整備を図るとともに、中学校では 2018（平成 30）年度から浜川中学校で、小学校では 2024（令和 6）年度から宮前小学校で、区内初となる自閉症・情緒障害特別支援学級を開級しています。また、小学校・義務教育学校（前期課程）では 2016（平成 28）年度から、中学校・義務教育学校（後期課程）では 2018（平成 30）年度から、全ての学校に特別

⁴ 義務教育学校：学校教育制度の多様化および弾力化を推進するため、2015（平成 27）年の学校教育法の一部改正に伴い、新たな学校の種類として規定された、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校（前期 6 年の前期課程、後期 3 年の後期課程に区分）。

⁵ 品川コミュニティ・スクール：学校と地域が連携・協働して、子どもたちを育てていく仕組み。学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組んでいる。

⁶ 学校選択制：品川区立学校では、通学区域の児童・生徒を受け入れた後に、受入可能児童・生徒数に余裕がある場合に、通学区域外の児童・生徒を受け入れている。小学校・義務教育学校（前期課程）は通学区域が隣接する学校から、中学校・義務教育学校（後期課程）は区内全域の学校から選択し希望申請することが可能である。

支援教室を設置しました。

人材の配置では、2021（令和3）年度から就学相談をとおして医療的ケアが必要な子どもたちへ看護師の配置をしています。また、2024（令和6）年度から、発達障害のある子どもが安心して円滑に在籍学級での学習を継続できるための支援を行う発達障害教育支援員を小学校・義務教育学校（前期課程）全校に配置しました。

3 不登校対策

区の不登校の児童・生徒数は、全国・東京都の傾向と同様に年々増加しており、特に小学校・義務教育学校（前期課程）の増加率が顕著です。このような状況を受け、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策を推進しています。

学校外の不登校の児童・生徒の居場所や学びの場として、教育支援センター「マイスクール」を整備・運営しています。1997（平成9）年度に「マイスクール八潮」、2016（平成28）年度に「マイスクール五反田」、2018（平成30）年度に「マイスクール浜川」、2024（令和6）年度に「マイスクール西大井」を開設しています。そのほかの施策として、2024（令和6）年度より、学校の校内別室で不登校傾向の児童・生徒への支援を実施する校内別室指導支援員を全区立学校に配置したほか、自宅などからでも学習を進めることができるよう、メタバース（インターネット上の仮想空間）を活用した支援を行うオンライン教育支援センターも開設し、多様な学びの場の提供を行っています。

4 いじめ対策

区教育委員会では、2013（平成25）年9月24日に「いじめ根絶宣言」を行い、いじめは重大な人権侵害であり決して許されないことであるとして、その根絶に取り組むことを明言しました。2013（平成25）年度に、品川学校支援チーム HEARTS（ハーツ）を設置し、児童・生徒、保護者からの相談に応じ、学校と連携しながら早期対応・早期解決を図っています。

学校の取り組みとして、いじめ防止推進デーには、児童・生徒がいじめ根絶バッジを着用して、いじめ防止の啓発活動を行います。また、児童生徒役員懇談会では、児童・生徒会役員が年に1回、一堂に会してよりよい学校づくりについて話し合いを行います。2024（令和6）年度からは、いじめ予防プログラムとして「いじめ予防授業」「教員研修による組織的な取り組み」「児童・生徒1人1台端末を活用した調査ツールによる把握」の3本柱によりいじめ予防対策を強化しています。

◇家庭教育支援

家庭教育支援は、PTAをはじめとした学校支援団体の活動支援を通じてその推進を図っており、PTA等が家庭教育力向上を目的として実施する「家庭教育学級」、「子ども地域活動促進事業」および「地域健全育成運営協議会」や、子どもの遊び場づくりとしてPTA等が行う「校庭開放」や「少年少女スポーツ普及事業」の費用面における支援を行っています。

また、区教育委員会としても年2回の家庭教育講演会の開催、保護者向けの家庭教育ブックの作成・配布などを通じて主体的に家庭教育支援を図っており、PTA等と連携しながら家庭教育力の向上に取り組んでいます。

◇文化財

文化財の保護・活用については、2023（令和5）年3月に東海道品川宿石積護岸を新規指定し、区指定文化財は143件（2024（令和6）年4月現在）と、都内自治体と比較し数多くの文化財を有しています。それらの文化財に親しむ機会として、「文化財めぐり」などの参加型事業を行っています。

また、近年の建替・開発需要の高まりに伴い、御殿山遺跡や居木橋遺跡を中心に、埋蔵文化財発掘調査等を年間数件実施しており、区内の包蔵地（周知の遺跡）は32か所（2024（令和6）年4月現在）を数えます。

◇図書館

区立図書館では、区民の教養・調査研究・レクリエーション等に資する必要な資料を収集・整理・保存して、貸出・閲覧等を行うほか、おはなし会・講演会・映画会等のイベントの実施、図書館利用に障害のある方へのサービス、ボランティア活動をする方への研修、認知症カフェの開催など、幅広いサービスを展開しています。

2005（平成17）年には「品川区子ども読書活動推進計画」を策定し、現在は、ティーンズに向けての取り組みや読書活動に特別なサポートを必要とする子どもたちへの施策などに重点を置き、あらゆる子どもが本などを活用して自ら主体的に思考し、行動する人に育つことを目指しています。

また、2021（令和3）年に電子図書館および音楽データベースを導入し、2023（令和5）年にはデジタル化した地域資料を「しながわデジタルアーカイブ」としてインターネットで公開するなど、資料の電子化に取り組んでいます。

このほか、区立図書館は、所蔵資料の学校図書館への貸出・配送や、各学校への学校図書館運営支援要員の配置を行い、学校図書館の充実を図っています。

▼近年の品川区の学校教育に関する主な取り組み

年度	主な取り組み
1998（平成10）	● 学校公開を全ての小・中学校で実施
1999（平成11）	● 品川の教育改革「プラン 21」策定
2000（平成12）	● 小学校の学校選択制導入による初めての新 1 年生入学
2001（平成13）	● 中学校の学校選択制導入による初めての新 1 年生（現在の 7 年生）入学
2002（平成14）	● 外部評価を取り入れた学校評価の開始
2003（平成15）	● 品川区が『小中一貫特区』に認定される ● 学力定着度調査実施（6 年） ● スチューデント・シティを開始
2004（平成16）	● 小中一貫教育カリキュラム作成部会を設置
2005（平成17）	● 「品川区小中一貫教育要領」完成、刊行 ● ファイナンス・パークを開始 ● 品川区近隣セキュリティシステム「まもるっち」全小学校導入
2006（平成18）	● 小中一貫教育要領に基づく新しい教育が全校でスタート ● 市民科の実施 ● 小中一貫校日野学園 開校式 ● 学力定着度調査実施（4 年・7 年） ● 1 年生からの英語授業を開始 ● すまいるスクールを全校設置
2007（平成19）	● 小中一貫校伊藤学園開校式
2008（平成20）	● 小中一貫校八潮学園開校式
2009（平成21）	● 品川区の固有教員制度の開始
2010（平成22）	● 「品川区小中一貫教育要領」改定 ● 小中一貫校荏原平塚学園 開校式
2011（平成23）	● 小中一貫校品川学園 開校式
2013（平成25）	● 小中一貫校豊葉の杜学園 開校式 ● いじめ根絶宣言 ● いじめ対策の具体化（学校支援チーム HEARTS、目安箱、アイシグナル、アンケート、小中一貫の日（現在の品川教育の日）など）
2014（平成26）	● 英語 4 技能テスト（GTEC）実施（9 年）
2015（平成27）	● 教育総合支援センター 開設 ● しながわドリームジョブを開始 ● しながわアクティブライフプロジェクト（品川スポーツトライアル、テクニカルアドバイザー、ワンミニッツエクササイズなど）を開始
2016（平成28）	● 「品川教育ルネサンスーFor The Next Generationー」策定 ● 新たな学校種別である義務教育学校を設置し 3 校種体制を構築 ● 品川区学事制度審議会を設置し、区立学校における適正な教育環境を確保するための方策を検討 ● 中学校におけるイングリッシュキャンプ実施 ● 全小学校・義務教育学校（前期課程）で特別支援教室を導入 ● 15 校を指定し、品川コミュニティ・スクールの取り組みを開始 ● 品川地域未来塾を開始 ● マイスクール五反田を教育総合支援センターに開設 ● 品川区いじめ防止対策推進条例を制定

年度	主な取り組み
2017（平成29）	● 学力定着度調査実施（2～9 年） ● 外国語指導助手（ALT）および英語専科指導員（JTE）によるチームティーチングの全小学校・義務教育学校（前期課程）実施 ● テクニカルアドバイザー（TA）全面实施 ● オリンピック・パラリンピック学習教材「ようい、ドン！しながわ」を区独自に作成・配布 ● しながわ働き方改革ルネサンスの実施
2018（平成30）	● 品川コミュニティ・スクールを区立学校全 46 校に拡大 ● しながわ！コミュニティ・スクール フェスタを開催 ● 義務教育 9 年間をととしてより充実した学びを得られるよう各教科の系統性を明確に示した「品川区立学校教育要領」を作成 ● 全中学校・義務教育学校（後期課程）で特別支援教室を導入 ● 中学校・義務教育学校（後期課程）で初となる難聴通級指導学級を豊葉の杜学園で開級 ● 中学校で初となる自閉症・情緒障害特別支援学級を浜川中学校で開級 ● マイスクール浜川を浜川中学校に開設
2019（令和元）	● 品川区グローバル人材育成塾全校実施 ● 品川オンラインレッスン全中学校・義務教育学校（後期課程）8 年生実施
2020（令和2）	● 新しい学事制度の運用開始（中学校・義務教育学校（後期課程）の通学区域の見直し、小学校・義務教育学校（前期課程）の学校選択制の見直し） ● 「品川区立学校教育要領」小学校・義務教育学校（前期課程）で全面实施
2021（令和3）	● 「品川区立学校教育要領」中学校・義務教育学校（後期課程）で全面实施 ● これまでの英語科・市民科・オリンピック・パラリンピック教育の成果の発表として、「SHINAGAWA GLOBAL DAY」を開催
2022（令和4）	● 8 年生で実施していた品川オンラインレッスンを 9 年生に拡大 ● iPad における 1 年半の活用の成果を広く伝えとともに、今後の ICT の有効的な活用と児童・生徒の育成について皆で考える機会とする「SHINAGAWA ICT SYMPOSIUM」を開催
2023（令和5）	● 品川区学事制度審議会を設置し、国の小学校 35 人学級の制度化や将来的な就学人口増加に備え、安定的に児童・生徒を受け入れる態勢を確保するための方策を検討（同年度答申） ● 小中一貫教育全国シェアミーティング in 品川を開催 ● 区立学校に通う児童・生徒を対象とした給食の無償化を開始
2024（令和6）	● 2023（令和 5）年度からの地域部活動に加え、中学校および義務教育学校で学校部活動業務委託を開始 ● 8・9 年生で実施していた品川オンラインレッスンを 7 年生まで拡大 ● 区立学校に通う児童・生徒を対象とした学用品の無償化を開始 ● 小学校で初となる自閉症・情緒障害特別支援学級を宮前小学校で開級 ● 豊葉の杜学園（前期課程）で難聴通級指導学級を開級 ● マイスクール西大井を大井第三地域センター跡地に開設

▼区立幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校（単位：園、施設）（2025（令和7）年3月現在）

区分	施設数	幼稚園名、学校名		
区立幼稚園 （うち、幼保一体施設）	9 園 （6 施設）	城南幼稚園 平塚幼稚園 浜川幼稚園	御殿山幼稚園 伊藤幼稚園 第一日野幼稚園	台場幼稚園 二葉幼稚園 八潮わかば幼稚園
区立小学校	31 校	城南小学校 浅間台小学校 三木小学校 御殿山小学校 城南第二小学校 第一日野小学校 芳水小学校 第三日野小学校 第四日野小学校 大井第一小学校 鮫浜小学校	山中小学校 立会小学校 浜川小学校 伊藤小学校 鈴ヶ森小学校 台場小学校 京陽小学校 延山小学校 中延小学校 小山小学校 大原小学校	宮前小学校 源氏前小学校 第二延山小学校 後地小学校 戸越小学校 旗台小学校 上神明小学校 清水台小学校 小山台小学校
区立中学校	9 校	東海中学校 大崎中学校 浜川中学校	鈴ヶ森中学校 富士見台中学校 荏原第一中学校	荏原第五中学校 荏原第六中学校 戸越台中学校
義務教育学校	6 校	日野学園 伊藤学園	八潮学園 荏原平塚学園	品川学園 豊葉の杜学園

※伊藤幼稚園は 2025（令和7）年3月末閉園

▼マイスクール（2025（令和7）年3月現在）

区分	施設数	名称			
マイスクール	4 か所	五反田	浜川	八潮	西大井

▼特別支援教育（2025（令和7）年3月現在）

区分	施設数	名称		
特別支援教室	46 校	※全ての区立学校		
特別支援学級（知的障害）	12 校	第一日野小学校 浜川小学校 中延小学校 浅間台小学校	上神明小学校 日野学園 伊藤学園 八潮学園	荏原平塚学園 品川学園 豊葉の杜学園 荏原第五中学校
特別支援学級（病弱）	1 校	清水台小学校		
特別支援学級（言語障害）	2 校	戸越小学校	台場小学校	
特別支援学級（難聴）	2 校	豊葉の杜学園	台場小学校	
特別支援学級 （自閉症・情緒障害）	3 校	大崎中学校	浜川中学校	宮前小学校

4 新たな計画における円滑な施策推進のための基盤

これまでの教育改革「品川教育ルネサンス-For The Next Generation-」をとおして作り上げてきた3つの取り組みによる最良の教育環境を、引き続き基盤として活用し、品川区教育振興基本計画に基づく施策のより確実な実行に努めます。

基盤1 地域とともにある学校づくり

全区立学校を品川コミュニティ・スクールに指定しています。品川コミュニティ・スクールでは、保護者、地域住民、学識経験者等が学校運営に積極的に参画することで、学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら、教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組んでいます。

また、地域全体で学校教育を支援することで、学校の教育活動の充実を目指すとともに、地域人材の有効活用や地域の教育力の活性化を図っています。

基盤2 3校種体制における学校教育の推進

2015（平成27）年の学校教育法の一部改正に伴い、2006（平成18）年度から順次設置してきた施設一体型小中一貫校6校を2016（平成28）年度に「義務教育学校」として位置づけました。現在、小学校、中学校、義務教育学校の3つの校種を設置しています。

このことにより、学校の特色等を参考にして、小学校と中学校における一貫教育、義務教育学校における一貫教育を選択することが可能となっています。

基盤3 9年間の一貫したカリキュラム

義務教育9年間をとおして、より充実した学びを得られるよう、各教科の系統性を明確に示した「品川区立学校教育要領」を作成しています。品川区立学校教育要領では、国の学習指導要領をベースにしつつ、子どもたちの発達段階に応じて、一貫性をもって学習ができるようカリキュラムが弾力的に編成されています。また、1年生からの「英語科」や「市民科」など、品川独自のカリキュラムを定めています。

基盤をより強固なものとするための土台

幼児教育と義務教育の円滑な接続

区では、9年間の義務教育において、子どもたちが最適な学びを得ながら、豊かな学校生活を送ることができるよう、「保幼小ジョイント期カリキュラム」による遊びをとおした総合的な指導を推進し、幼児期から就学期への円滑な接続を図っています。

(白紙ページ)

第3章 品川区が目指すこれからの教育の姿





品川区版

学びの 羅針盤 - 2030 -

私たちが望む品川

子どもたち つながる

～みんなのウェルビー～

子どもたちは、コミュニティの中で仲間・教師・家族・地域等、周囲の方々に囲まれ、協力しながら、自らも共生社会の担い手としての当事者意識をもってみんなのウェルビーイングを目指します。大海原の中、学びの羅針盤を頼りに周囲の人々が乗る船とともに自らの船を進めます。

子どもたちが、将来予測が困難で変化の激しい時代の中にあっても、自分らしく幸せな人生を送るためには、ウェルビーイングの実現に向けて自身が進む航路を自ら選択できるように学ぶことが必要です。

区教育委員会は、子どもたちが自分自身の手で自らの航路を選択することができるよう、OECDラーニング・コンパス(学びの羅針盤)2030をベースとした「品川区版学びの羅針盤2030」を作成しました。「品川区版学びの羅針盤2030」を手にした子どもたちが、見通しの困難な社会を乗り越えるための「知識やスキル、態度および価値観(コンピテンシー)」を身に付け、そして「自ら目標を決めて学び、責任をもって行動する力(エージェンシー)」を発揮することができる共生社会の担い手となるよう育みます。

子どもたちが主体的に目的意識を働かせ、自分自身の責任を果たしながら、周囲の人々と共に協力し高めあい、社会全体をより良くするために学んでいくことができるよう、区教育委員会は子どもの視点を尊重し意見を聴きながら、地域社会の担い手である区民との協働により取り組んでいきます。

基盤

地域とともにある
学校づくり

3校種体制における
学校教育の推進

9年間の
一貫したカリキュラム

土台

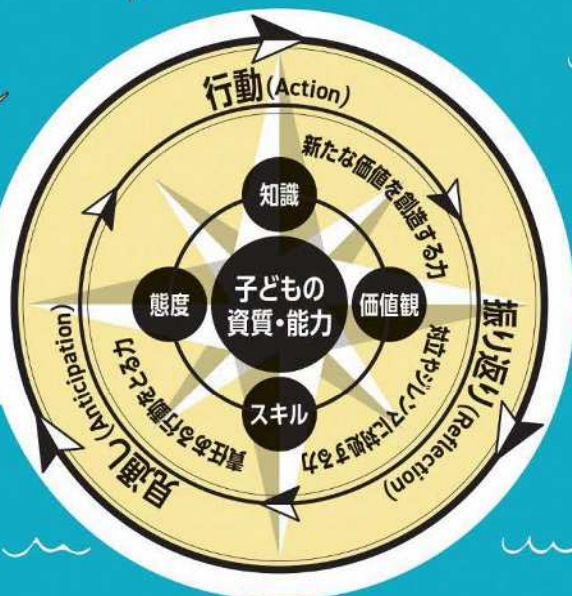
幼児教育と義務教育の円滑な接続

の未来(ビジョン)

の笑顔で 共生社会

イングを目指して～

Well-being



重点施策

- ウェルビーイング教育の推進
- レジリエンス※育成の推進
- ダイバーシティ&インクルージョン※を実現する教育の推進
- 個別最適で協働的な学びを実現する環境整備

※レジリエンス: 直面した困難に対してたくましく、しなやかに立ち向かい、乗り越える能力

※ダイバーシティ&インクルージョン: 多様な人々がそれぞれの違いを認め合い、個々の特性を生かして活躍することができる状態

▶ AARサイクルに基づく学習プロセスの活用

見通し (Anticipation)、行動 (Action)、振り返り (Reflection) から成る一連の学習プロセス

市民科「5つのステップ」と
学びの羅針盤「AARサイクル」との関連



- ▶ 市民科「5つのステップ」と学びの羅針盤「AARサイクル」のプロセスは共通しています。
- ▶ 他教科の学びにおいても「AARサイクル」を取り入れます。

2 ビジョン ～私たちが望む品川の未来～

本計画の目指すビジョンは次のとおりです。

「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」 ～みんなのウェルビーイングを目指して～

- 現代は社会の変化が激しく、将来の予測が困難な時代であるといわれています。区教育委員会は、こうした時代を生き抜き成長していく子どもたちが「困難を乗り越える力」や「知識と技能を活用し、前向きな態度と価値観をもって社会における複雑な課題を解決する力」を身に付け、自ら目標を設定して責任を果たしながら行動し、自分自身のウェルビーイングを実現するとともに社会全体のウェルビーイング実現の担い手となれるよう育てていきます。そして、その実現のために子どもたちの資質・能力の育成を図り、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。
- 国の教育振興基本計画は、ウェルビーイングを以下のとおり定義しています。
 - 身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
 - 多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられることも含む包括的な概念

これを踏まえ、区教育委員会はウェルビーイングが実現した社会を

誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会
= 「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」

として定義し、これを目指すビジョンとして示し、取り組みを進めるために本計画を策定しました。

個人と社会のウェルビーイング、即ち「みんなのウェルビーイング」を実現し「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」を目指して子どもたちの資質・能力を育成するにあたり、区教育委員会は、これまでの教育改革を通じて積み上げてきた教育環境を基盤とし、「品川区版学びの羅針盤 2030」を用いながら、新たに示す3つの基本的な柱および施策推進における12の方針に基づく取り組みを進めます。

3 施策体系

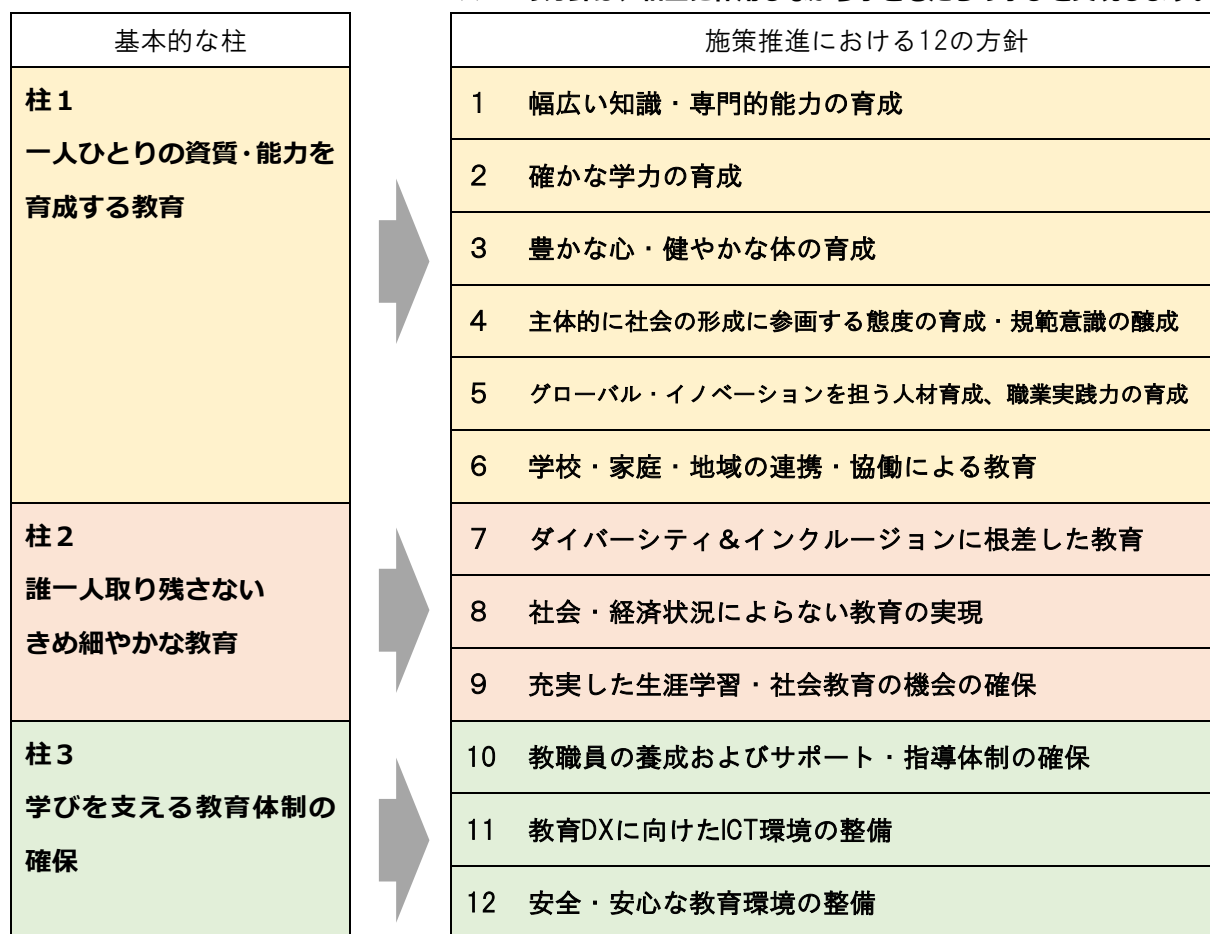
<ビジョン ～私たちが望む品川の未来～>

「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」
～みんなのウェルビーイングを目指して～

<品川区が目指す教育>

個人と社会のウェルビーイングを実現するための
子どもの資質・能力の育成

※12の方針は、相互に作用しながら子どもたちの学びを実現します。



円滑な施策推進のための基盤

地域とともにある
学校づくり

3校種体制における
学校教育の推進

9年間の
一貫したカリキュラム

基盤をより強固なものにするための土台

幼児教育と義務教育の円滑な接続

4 ビジョンを実現するための基本的な柱

柱1 一人ひとりの資質・能力を育成する教育

- ▶ 知性と感性に富んだ人間性ととともに、社会や世界に向き合い、自らの人生を切り拓く資質・能力を身に付けた子どもを育てます。
- ▶ 豊かな心と健康を土台にした9年間の義務教育における一貫したカリキュラムをとおして、主体的・対話的な深い学びや個別最適な学習を図り、基礎的な学力、学び続ける姿勢、人権を尊重する態度を養います。
- ▶ 人格形成の基礎を培う幼児教育と義務教育を円滑に接続し、学校・家庭・地域との連携や協働を図りながら、一人ひとりに生きる力の礎となる豊かな情操、道徳心、心身の健康を育みます。
- ▶ グローバル化（国際化）、Society 5.0（※7）の到来、人工知能（AI）の発達など、社会を取り巻く状況を幅広い視点で捉えながら、未来に向かって全ての子どもが自分らしい人生を築き、持続可能な社会の担い手となる人材の育成を目指します。

⁷ Society 5.0：2016（平成28）年に「第5期科学技術基本計画」において「経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として示された概念。2021（令和3）年の「第6期科学技術・イノベーション基本計画」において、「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（Well-being）を実現できる社会」として再定義された。

柱2 誰一人取り残さないきめ細やかな教育

- ▶ 多様性が尊重される時代において、ダイバーシティ&インクルージョンの考え方を基本に全ての子どもたちが互いを認め、高め合うことができる教育を目指します。
- ▶ 学ぶための就学機会を保障するとともに、子どもたちの人権が守られ、いじめや体罰のない、安心できる居場所となる学校づくり、自らの能力と可能性を最大限に伸ばすことのできる一人ひとりに最適かつ多様な教育環境を実現します。
- ▶ 人生100年時代を見据え、区民が生涯を学び続けることのできる、地域資源を生かした学習環境を実現します。

柱3 学びを支える教育体制の確保

- ▶ 将来の予測が困難で変化の激しい時代（VUCAの時代）の中、新しい時代の学びを支える質の高い教育体制を目指し、区固有教員の確保、生き生きと学び続ける教職員の養成とサポート体制の充実を推進します。
- ▶ 最新のテクノロジーを取り入れた先進的な学習方法と学校運営の実現を図るとともに、学校施設の整備と地域全体での見守り体制強化による安全・安心な教育環境づくりを推進します。

5 施策推進における 12 の方針

柱1 一人ひとりの資質・能力を育成する教育

方針1 幅広い知識・専門的能力の育成

目指す姿

- 持続可能な社会の担い手として知性と感性に富み、希望に満ちた未来を自ら切り拓いていける基礎となる幅広い知識、スキル、態度および価値観を身に付けるとともに、それらを活用して様々な場面で適切に対応することのできる子どもたちが育っています。
- <手法等>
- ・ 幼児教育における総合的な指導に続き、学校ごとの創意工夫と地域連携、主体的・対話的で深い学びの視点を重視した義務教育における9年間の一貫教育をとおして、教科等で学ぶ知識の獲得、教科横断的に学ぶ概念的な知識の獲得を進めます。

方針2 確かな学力の育成

目指す姿

- 子どもたちは、自主・自立の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう新しい時代を切り拓くための学力と学び続ける態度が身に付いています。
 - 子どもたちは、自己の在り方・生き方を考えながら課題を発見し、よりよく解決していくために教科の概念を学び、本質を理解し、教科横断的に活用することができています。
- <手法等>
- ・ 幼児教育と義務教育の円滑な接続のもと、発達段階や習熟度に応じた個別最適な学習指導の実践、様々な体験等を通じて設定した問いに対して得た知識を活用しながら多様な人々との協働を通じて解決する「探究的な学習」などの取り組みを進めます。

方針3 豊かな心・健やかな体の育成

目指す姿

- 直面した困難に対してたくましく、しなやかに立ち向かい、乗り越える能力（レジリエンス）、差別や偏見なく他者を尊重する態度、基本的な運動習慣と生活習慣を身に付けた子どもたちが育っています。
- <手法等>
- ・ 幼児教育と義務教育の円滑な接続、地域との連携のもと、幼児期からの非認知能力の育成をとおして、人格形成の根幹となる豊かな情操や道徳心、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性、心身の健康などを育む取り組み、人権尊重都市品川宣言に基づく人権尊重教育の推進、児童・生徒の体力向上を図ります。

方針 4 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

目指す姿

- 子どもたちは、社会と向き合う態度・価値観をもち、自ら考え主体的に責任をもって行動する力、他者とともに持続可能な共生社会づくりに貢献できる力、未来の社会をよくするために何か行動しようとする資質・能力を身に付けています。
- 人々が手を取り合い生きていく共生社会の中で必要となる規範意識を身に付け、よりよい社会を目指して励まし合うことのできる思いやりある子どもたちが育っています。

<手法等>

- ・ これからの社会を生き抜く上で、自ら考え、主体的に行動し、責任をもって社会変革を実現していく力が大切な時代となる中、区独自教科「市民科」を通じたウェルビーイング教育、自分の将来を考え実現する方法を学ぶキャリア発達の支援、主体的・対話的で深い学びの視点による教育の実践、子どもたちが意見を言いやすい環境づくり、子どもたちの意見を聴く機会の確保などの取り組みを進めます。

方針 5 グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成

目指す姿

- 豊かな語学力、異文化・多様性理解、国際貢献の精神、好奇心・創造性・開かれた考え方を身に付けた子どもたちが育っています。
- 異なる文化・価値観を乗り越えて他者と上手に関係を構築し、協力するコミュニケーション能力を身に付けた子どもたちが育っています。
- 社会の仕組みや地域社会における個人の役割を学ぶとともに、リテラシー（多様な情報を読み、解釈し、意味付けしコミュニケーションをとる能力）やニューメラシー（生活に必要な様々な情報を活用し、解釈し、計算する能力）を身に付け、自分の人生を豊かにし、Society5.0の中で新しい価値を創造する意欲と力を備えた子どもたちが育っています。

<手法等>

- ・ グローバル化（国際化）が進む社会の中で、身近な文化・歴史の体験学習、語学研修派遣、9年間の系統的・実践的な区独自の英語教育などの取り組みを進めます。
- ・ 民間企業と連携した本物に近い経済活動体験、学校ごとの特色を生かした主体的・対話的で深い学びを実践する授業を推進します。

方針 6 学校・家庭・地域の連携・協働による教育

目指す姿

- 学校・家庭・地域の人々と共に、自らも地域における共生社会の担い手として主体的に協力・参画し、相互により影響を及ぼすことのできる子どもたちが育っています。

<手法等>

- ・ 家庭教育支援、学校ごとの品川コミュニティ・スクールの充実、幼児教育と義務教育との円滑な接続・連携を図るとともに、地域の多様な資源を生かした子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子どもたちの意見を聴く機会の確保などを進めます。
- ・ 学校地域コーディネーターを通じた地域との連携により社会に開かれた学校づくりを推進します。

柱2 誰一人取り残さないきめ細やかな教育

方針7 ダイバーシティ&インクルージョンに根差した教育

目指す姿

- 全ての子どもたちがよりよくあるために互いを認め合い、一人ひとりの能力と可能性を最大限に伸ばすことのできる教育が実現しています。
- 全ての子どもたちが互いの違いを受け入れることができ、また、自分らしさを存分に発揮しながら共生社会を担うことができるよう育っています。

<手法等>

- ・子どもたちの多様な教育ニーズに応えるため、全ての子どもたちがお互いの違いを認め合い、高め合う協働的な学び（ダイバーシティ&インクルージョン）を基本とした不登校対策や特別支援教育の充実を図るとともに、子どもの学びが途切れない多様な学習の在り方の確保、安心できる居場所づくり、幼児教育と義務教育における継続的な支援、専門的人材の確保、福祉分野との連携などの取り組みを進めます。
- ・いじめ根絶宣言および体罰根絶宣言の考え方を基本に、品川学校支援チーム HEARTS における専門性ある多職種の連携、いじめ予防プログラムなどの取り組みをとおして、いじめを許さない学校づくりと子どもたちの尊厳が守られる教育に取り組みます。

方針8 社会・経済状況によらない教育の実現

目指す姿

- 子どもたちの将来の夢を実現する力と社会を変革する力が育まれるよう、経済的理由や社会状況により就学の機会が損なわれることなく、全ての子どもたちが平等に質の高い教育を受けることができます。

<手法等>

- ・給食費や教材費の無償化、災害時における教育活動の継続に向けた体制構築や、日本語指導が必要な児童・生徒の支援を図ることで、社会・経済状況に左右されずに教育を受けることのできる環境づくりを進めます。

方針9 充実した生涯学習・社会教育の機会の確保

目指す姿

- 地域の歴史と文化を継承する担い手となり、世代を超えてお互いがつながり、地域と社会を自ら創造する意識が区民に浸透しています。

<手法等>

- ・貴重な文化財の保存・活用と生涯の豊かな学びを支える図書館の機能強化による学習環境の構築を進めます。

柱3 学びを支える教育体制の確保

方針10 教職員の養成およびサポート・指導体制の確保

目指す姿

- 学び続ける教員が養成され、新しい時代の幼児教育・義務教育を先取りする区独自の学校運営が実現しています。

<手法等>

- ・新たな学びを担う優れた教員の養成を図るとともに、区独自の教育施策の企画・具現化や喫緊の教育課題の解決など、区の教育を担う質の高い区固有教員の確保および能力育成に努めます。
- ・スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、エデュケーションアシスタントなどの配置による教員の業務支援をはじめとした学校の働き方改革、教員一人ひとりのキャリアに応じた資質・能力の向上を図る研修機会の確保をととして、教職員が心身ともに健康で生き生きとやりがいを感じながら職務に取り組むことのできる環境づくりを進めます。

方針11 教育DXに向けたICT環境の整備

目指す姿

- ICTの活用が日常化し、全ての子どもたちと教職員にとって魅力があり、学習効果の高い教育ができています。

<手法等>

- ・進化するテクノロジーと教職員の経験を組み合わせた指導を進めるとともに、教職員の指導力向上と負担軽減を図る計画的なICT環境の整備と活用を図ります。
- ・WiFi通信を介さず、どこにいても利用可能な1人1台端末を活用し、ICT環境の側面においても誰一人取り残さず、途切れることがない教育を推進します。

方針12 安全・安心な教育環境の整備

目指す姿

- ハード・ソフトの両面における安全で安心な教育環境の中で、子どもたちが常に新しい時代の学びを享受することができるようになっています。

<手法等>

- ・就学人口の増加や地域バランス等を踏まえた教育施設の修繕・改築と防災機能の充実などの一体的な推進および、地域全体で子どもたちを見守る体制の構築を進めます。
- ・各家庭・PTA等の学校支援団体・地域の方々とともに、83運動（※8）を推進します。

⁸ 83運動：登下校時間である午前8時と午後3時を中心に日常生活を通じて子どもの見守り活動を行う地域の取り組み。

6 本計画とSDGs

本計画で定める施策推進における12の方針はSDGs（持続可能な開発目標）の達成に資するものです。12の方針が目指す主なSDGs17の目標（ゴール）は次のとおりです。

基本的な柱	施策推進における12の方針		SDGs17の目標（ゴール）		
柱1 一人ひとりの 資質・能力を育 成する教育	1	幅広い知識・専門的能力の育成	4 質の高い教育を みんなに 	17 パートナースhipで 目標を達成しよう 	
	2	確かな学力の育成	4 質の高い教育を みんなに 		
	3	豊かな心・健やかな体の育成	3 すべての人に 健康と福祉を 		
	4	主体的に社会の形成に参画する 態度の育成・規範意識の醸成	11 住み続けられる まちづくりを 	16 平和と公正を すべての人に 	
	5	グローバル・イノベーションを 担う人材育成、職業実践力の育 成	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	12 つくる責任 つかう責任 	
	6	学校・家庭・地域の連携・協働 による教育	4 質の高い教育を みんなに 	17 パートナースhipで 目標を達成しよう 	
柱2 誰一人取り残 さない きめ細やかな 教育	7	ダイバーシティ&インクルージ ョンに根差した教育	3 すべての人に 健康と福祉を 	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	10 人や国の不平等 をなくそう 
	8	社会・経済状況によらない教育 の実現	1 貧困を なくそう 	3 すべての人に 健康と福祉を 	
	9	充実した生涯学習・社会教育の 機会の確保	4 質の高い教育を みんなに 	11 住み続けられる まちづくりを 	

基本的な柱	施策推進における12の方針		SDGs17の目標（ゴール）	
柱3 学びを支える 教育体制の確保	10	教職員の養成およびサポート・指導体制の確保	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 
	11	教育DXに向けたICT環境の整備	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	
	12	安全・安心な教育環境の整備	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	13 気候変動に具体的な対策を 

SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsは「Sustainable Development Goals」の略であり、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す、2030（令和12）年を年限とする開発目標であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

SDGsは持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）から構成され、「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。



SDGs17の目標（ゴール）

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさを守ろう |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナリーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

(白紙ページ)

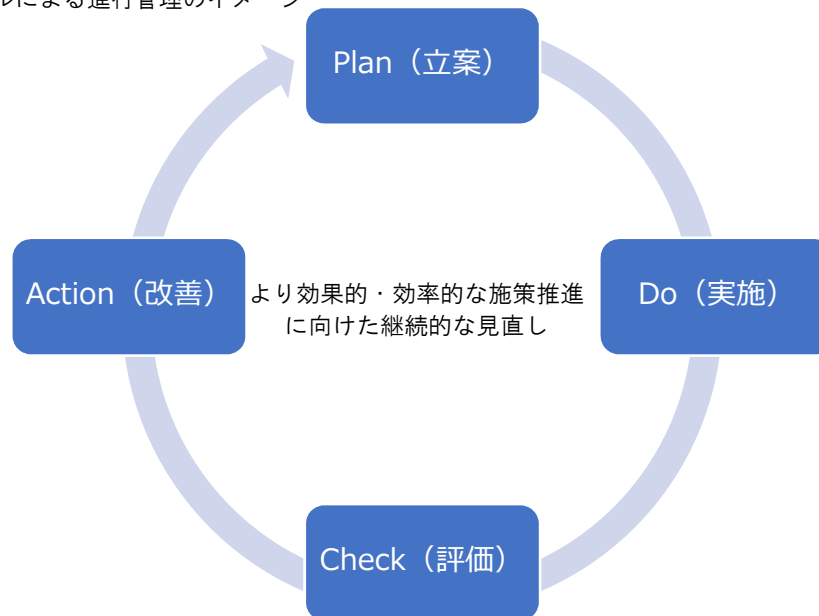
第4章 計画の推進



1 進行管理

本計画の施策の実施にあたっては、毎年度、主要な施策や事務事業の取り組み状況について、学校の状況、子ども・保護者の意見、地域の意見、教育データ・指標等を把握しながら点検・評価を行い、目指すべきビジョンを実現するための課題や取り組みの改善点を明らかにして、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

▼PDCA サイクルによる進行管理のイメージ



◇根拠に基づく施策推進

本計画のもと取り組む事務事業の実施にあたっては、これまでに収集してきた各種データを用いて根拠に基づく的確な施策推進を図ります。

また、本計画が目指す共生社会の担い手たる児童・生徒の資質・能力の育成を実効性のあるものとするため、学校教育分野についてはプランを定め、より一層効果的な施策推進を図ります。

◇事務事業の評価・公表

区教育委員会の事務事業については、地方教育行政の組織および運営に関する法律に基づき、毎年度、外部有識者を交えて評価を行います。この事務事業評価を通じて本計画に基づき実施する事務事業の評価を行い、その結果を「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」として、区ホームページで公表します。

◇児童・生徒アンケート、保護者アンケートの実施

区における教育施策の成果を検証するため、毎年度、児童・生徒アンケート（区立学校に通う2年生以上の全児童・生徒）および保護者アンケート（区立学校に通う全児童・生徒の保護者）を実施し、調査結果を教育施策・事業の改善に役立てます。

資料



(1) 子どもたちへの意見聴取結果

◇実施概要

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、自治体の責務として、子どもに関する政策を決定する際には、当事者である子どもたちの意見を聞くことを求めています。この趣旨に基づき、計画策定の検討材料として活用するとともに、児童・生徒がよりよい未来について考え行動するきっかけとすることを目的に、区立学校に通う児童・生徒を対象とした子どもワークショップを実施しました。

期日	会場	参加者数	参加者選定方法
令和6年9月3日（火）	浅間台小学校	20名	学年・校種・性別・支援要否を問わず各校が推薦した児童・生徒 ※概ね1校1名（義務教育学校は前期課程、後期課程から各1名ずつ計2名）を募集
令和6年9月5日（木）	大崎中学校	16名	
令和6年9月6日（金）	豊葉の杜学園	18名	

◇プログラム概要

項目	内容
導入説明	1. ウェルビーイングとは何か、学校のウェルビーイングに関する説明 2. アイスブレイク（緊張をほぐすためのワーク）
グループワーク	1. 「みんなが笑顔になれる学校」への理解を深める ▶ステップ① ウェルビーイングの達成状況について考える ▶ステップ② グループ内で共有する 2. 「みんなが笑顔になれる学校」のためにできることを考える ▶ステップ① テーマを1つに絞る ▶ステップ② アイデアを書き出す ▶ステップ③ アイデアの分類
発表	1. 他のグループの内容共有・まとめ

「みんなが笑顔になれる学校」になっているか、自分の通っている学校について話しました



自分たちにできることをグループ内で話し合い、最後は話し合った内容を全体に発表しました



◇グループワークにおける検討テーマおよび各グループの選択状況一覧

グループ 検討テーマ	9月3日実施				9月5日実施				9月6日実施				計
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
主体性をもってチャレンジできる学校			●										1
感謝できて、思いやりがある学校										●			1
前向きでいられる学校							●	●					2
自分らしさを大事にできる学校	●	●		●	●	●			●		●	●	8

◇結果概要

各グループが選択した検討テーマは、「自分らしさを大事にできる学校」が最も多くなりました。

グループワークの結果、「みんなが笑顔になれる学校」のためにできることとして、特に以下の意見が多く挙げられました。

- 「少し違って受け入れて、みんな等しく楽しく過ごす」「相手のことを考えた発言をする」「人に対して、嫌な言葉を言わないように、個性を知る」等といった、個性の尊重に関する意見
- 「自分が思った事を言葉にする」「他人任せではなく、自分から物事に取り組む」「先生もみんなもチャレンジできるような学校」等といった、主体的な行動に関する意見
- 「子ども一人一人の話を聞いてほしい」「学校の行事での生徒の意見を反映させる」等といった、意見を言いやすい環境づくりに関する意見
- 「ルールを守る」「困っているときに助け合う」「言葉や行動に責任を持つ」等といった、自分らしさを尊重するための責任や規範意識に関する意見

※参加者アンケートの感想

他の学校やちがう学年の人と話すことができました。参加して良かったです。

一つのことにいろいろな方向から見る大切さを知れたし、とても楽しかったです。

学校をよりよくする案がたくさんあったので実行していきたいと思いました。



◇主な意見

検討テーマ「主体性をもってチャレンジできる学校」

自分からすすんでチャレンジする	● 自分が興味あるものに取り組んでみる ● 学校で意見を提案できるような時間をつくる ● 他人任せではなく、自分から物事に取り組む
意見を言いやすい環境づくり	● クラスや学年全体でチャレンジがしやすい雰囲気作り ● 誰かがチャレンジした時に応援してあげる ● 少数派の意見も大切にする！→意見が言いやすい！
学校や保護者の人の後押し	● 生徒1人1人に話や意見を聞いて、後押しする ● 1つの出来事でも褒めてあげる。自信や、やる気がUP ● 相談に乗ってあげる。出来る限りのサポートをしてあげる

検討テーマ「感謝できて、思いやりがある学校」

あいさつをする	● 「あいさつ」朝、廊下ですれ違ったとき、授業前・後、帰り ● （保護者や地域の人に）あいさつを返してほしい
いろんな人に感謝しよう	● 「ありがとう」と「ごめんね」を言う！！ ● はげみ家庭科の保護者ボランティアに感謝する会
感謝されるような行動	● グットプロジェクトに積極的に参加する。 ● ゴミを見つけた時に、ほったらかしにしない！！
相手の気持ちを考えよう	● 困っている時に助け合う！！ ● ダメ出しばかりしない



検討テーマ「前向きでいられる学校」

前向きな言動の心がけ	● 何か問題が起こっても、解決したら気持ちを切り替える。 ● 何でもチャレンジしてみる！ ● ポジティブな発言を増やす
相手の気持ちを考える・励まし合う	● 友達が失敗したときは、励まし合う！ ● 人を否定しない！！ ● 失敗を受け入れてくれる
いろいろな人と仲良くする	● 低学年や年下の生徒との交流を増やしてほしい！！もっと仲良くなりたい！ ● 友達と話す時間をつくる
楽しく通える学校づくり	● その人が学校に来て良かったと思えるようにする。→1つでも（多く）「楽しい」と思えることをつくる ● 暑さ対策を、もっとしてほしい

検討テーマ「自分らしさを大事にできる学校」

お互いのことを理解し、尊重する	● 少し違っていても受け入れて、みんな等しく楽しく過ごす ● 「普通はこう」という考えをなくす！ ● 自分と違う意見も受け入れる
意見を言いやすい環境づくり	● 誰かが意見を言った時に肯定するような言葉を言う ● みんなで話し合う場をつくる ● 1ヶ月に1回とか、どんなことを改善したいか話し合う場を設けてほしい
自分の気持ちに素直になる	● 自分の特徴を見つけよう ● 自分が思った事を言葉にする
自分らしさを尊重するための責任や規範意識	● ルールを守る ● 自分の意見を押し付けない ● “自分らしさ”と“自己中心的”は少し違う



(2) これまでの取り組み事例

区教育委員会は、本計画で示す様々な要素につながる取り組みをこれまでも進めてきました。本計画に基づく新たな取り組みに加え、これまでの取り組みの一層の深化を図り、共生社会を担う子どもたちの育成を図ります。

方針1 幅広い知識・専門的能力の育成

特色ある教育活動の推進



城南小学校における特色ある教育活動「『品川区の移り変わり』を学ぶ授業」の様子。地域の方から昔の品川区の様子や生活様式について話を聞き、調べ学習により理解を深め、目指していく品川区の姿を皆でスローガンにまとめるなど、従来の受け身の授業ではなく、「主体的、対話的で深い学び」に繋がる授業に取り組んでいます。

■事務事業の概要■

【対象】区立小学校・中学校・義務教育学校

【目的】前年度に各学校から提出された予算計画書に基づき、各学校長のビジョンに基づいた特色ある教育活動を推進し、成果基盤型の学校経営の実現を図る。

【内容・手法等】

各学校における教育内容の特色に応じた教育環境の整備を図る。
予算の一部を学校に配当し学校にて執行している。

方針2 確かな学力の育成

市民科の推進



大井第一小学校では市民科の「一貫プラン」として5・6年生による異学年探究学習を設定し、「よりよい社会へ」という単元の学習を行っています。「理想の社会とは」について話し合い、自分たちで出し合った多様な考えを分析したり、社会で働く方々の話を聞いて考えを深めたりと、探究的な学習を発展的に進めています。

■事務事業の概要■

【対象】区立小学校・中学校・義務教育学校

【目的】品川区立学校教育要領に基づき、教養豊かで品格のある人間形成を目指し、区独自教材の活用や体験的な活動等をとおして指導の充実を図る。

【内容・手法等】

市民科により育成する力を「7つの資質」「5つの領域・15の能力」として具体的に定め、5つのステップ（1 把握→2 認識→3 習得→4 実践→5 深化）をとおした指導を行うことで、児童・生徒の確かな理解と日常における実践力の向上を図る。

方針3 豊かな心・健やかな体の育成

ジョイント期における幼児教育と義務教育の円滑な接続に向けた取り組み



八潮わかば幼稚園における保幼小（義務教育学校）連携・交流の様子。5歳児と小学校1年生がそれぞれのねらいをもち、交流活動を行っています。幼児は小学校の生活や環境に触れ、小学生への親しみや憧れ、学校生活への期待をもつ機会になっています。小学生は幼児と関わることで、新たな気づきや発見をし、学習に役立つ体験になっています。

■事務事業の概要■

【対象】区立保育園・幼稚園・小学校・義務教育学校（前期課程）

【目的】全ての子どもが格差なく質の高い学びへと接続できるよう、幼児期および保幼小（義務教育学校前期課程）接続期の教育の質を保障する。

【内容・手法等】

幼児期から児童期の育ちを共有し、幼稚園・小学校の両者で、それぞれの発達や成長に応じたねらいをたて、互恵性のある活動を計画・実施する。また、子どもの育ちや学びの姿をつなげていけるよう、幼小合同での研究会・研修会・各園学校間での連絡会等を実施する。

多様性理解・多文化共生推進事業



多様性理解・多文化共生推進事業をとおして、児童・生徒の他者への思いやり、自己肯定感の充実度や満足度（主観的なウェルビーイング）の向上を図っています。教員自身が障害者理解を深めるとともに、品川区の教育施策への理解、児童・生徒理解、指導方法の工夫・改善を図ることを目的とした研修を実施しています。

■事務事業の概要■

【対象】区立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校

【目的】2025（令和7）年度デフリンピック開催（東京）を契機に、障害者理解（多様性理解）や日本文化・スポーツ体験等（多文化共生）の推進を図る。パラスポーツ体験授業、アスリートとの交流、大使館との交流等の経験をとおして、多様性理解・多文化共生の推進に生かしていく。

【内容・手法等】

- ① しながわ多様性理解・多文化共生推進事業（各種体験教室・講演会等の実施）
- ② ブラインドサッカー体験（生徒・教職員研修）

方針4 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

しながわドリームジョブ



しながわドリームジョブでは、児童・生徒が様々な分野の職業に就いている方の話を聞き、様々な職業について興味をもち、自分の将来について考え、実現させるための具体的な方法を学びます。本事業を通じて、多様な社会人の方々から「仕事」「職業」「生き方」等についての話を伺い、地域とのかかわりの中で社会の一員としての自らの将来や、その実現のための方策を考え、主体性を育んでいます。

■事務事業の概要■

【対象】5年生以上の区立学校児童・生徒

【目的】児童・生徒が様々な職業に就いている方の話を聞くことで、様々な職業に興味をもち、将来について考え、実現するための具体的な方法を学ぶとともに、学校と学校支援地域本部・学校支援ボランティアが協力して事業を実施していくことで、地域連携を進める。

【内容・手法等】

希望する学校で実施。地域で様々な職業に就く方々が講師となり、その職業に就くために必要なことや、仕事のやりがいなどを話す。児童・生徒はそこから興味のある職業を選択し、講師の話を聞き、質問をする。

方針5 グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成

品川英語力向上推進プラン



「品川区イングリッシュキャンプ（宿泊型）」の様子。（希望者・抽選による。）

オールイングリッシュでの3日間の活動をとおり、異なる文化や価値を超えて周囲と関係性を構築し、協力するためのコミュニケーション能力を身に付けています。

■事務事業の概要■

【対象】区立小学校・中学校・義務教育学校

【目的】英語を1年生から学ぶことで、英語によるコミュニケーション能力の向上を図り、国際理解に必要な主体性や積極性を養う。

【内容・手法等】

1～2、7～9年生にはALT（外国語指導助手）、3～6年生にはJTE（英語専科指導員）を配置し、教員とのチームティーチングによる授業を行っている。区独自カリキュラムに加え、国の教材や教科書も導入し、5・6年生で年間70時間の授業を行っている。また、4年生を対象に英語を使用した体験活動「ジュニア・イングリッシュキャンプ」を実施している。

7～9年生では、授業内に海外の講師とマンツーマンの英会話レッスンを行っている。そのほかにも、7・8年生を対象としたネイティブ外国人講師による放課後レッスン「品川区グローバル人材育成塾」を週1回実施し、レッスン受講の希望者を対象として「イングリッシュキャンプ（宿泊型）」を行っている。2019（令和元）年度からは「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN」での日帰り型も実施している。

スチューデント・シティ、ファイナンス・パーク



スチューデント・シティの様子。品川学園に設置する経済活動体験施設において、実在する企業や区役所の仕事と消費者としての活動を同時に体験し、周囲の人々がそれぞれの役割を分担し、お互いに支え合う「共生社会」の上に自分たちの生活が成り立つことを理解し、学習しています。

■事務事業の概要■

【対象】区立学校5年生（スチューデント・シティ）

区立学校8年生（ファイナンス・パーク）

【目的】学校で学んだ知識と自らの生活を有機的に関連させる学習として、市民科学習の5年生および8年生の将来設計領域に単元として導入している。

【内容・手法等】

公益社団法人ジュニアアチーブメント日本のプログラムを使い本物に近い経済活動体験をとおり学習効果を高める。事前学習に8時間設定し、体験学習を行うために必要な経済や金融に関する基礎的な知識や技能を学ぶ。その後のカリキュラムとして、会社の経営側と消費者を同時に体験する。全15時間のプログラムである。（2022（令和4）年度より、ファイナンス・パークはオンラインで実施、スチューデント・シティはリニューアルオープンした。）

方針6 学校・家庭・地域の連携・協働による教育

地域とともにある学校づくり



荏原第一中学校での「品川コミュニティ・スクール DAY」の様子。地域の大人と生徒が輪になり、様々なテーマについて意見を交換します。地域への愛着やコミュニケーション能力を育むことを目的としたこの取り組みをとおして、たくさんの笑顔が見られました。

■事務事業の概要■

【対象】区立小学校・中学校・義務教育学校

【目的】学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら、教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組む。

【内容・手法等】

2018（平成30）年度より、全区立学校を「品川コミュニティ・スクール」に指定し、地域の方々に学校運営に参画していただく「校区教育協働委員会」と教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置した。校区教育協働委員会は、保護者、地域住民、学識経験者等を委員として、学校運営の基本方針の承認、教育活動の評価、学校支援活動の企画・調整を行い、学校支援地域本部は、学校地域コーディネーターや学校支援ボランティア等で構成され、品川地域未来塾や学校・地域の特色に応じた教育活動の充実に向け、様々な学校支援を行う。

部活動の地域移行等の推進



2024（令和6）年度より、部活動指導の一部を民間委託し、専門性の高い指導者による部活動指導を実施しています。

また、改革推進期間（2025（令和7）年度まで）は、ダンス部、ラグビー部、ホッケー部の3つの地域部活動を行います。地域の民間企業や関係機関と連携しながら、子どもたちが地域社会とのかかわりを通じて、自己実現や地域への愛着をもてる人材を育成していきます。

■事務事業の概要■

【対象】5年生以上の区立学校児童・生徒

【目的】児童・生徒の多様な体験機会を確保するとともに、部活動を持続可能な取り組みとして、教員の働き方改革による学校教育の質の向上を図る。

【内容・手法等】

協議会を開催し、部活動の地域移行のあり方等を総合的に検討する。学校部活動に民間委託を導入し、各学校に学校部活動アシスタントコーディネーターの配置を行うことで指導者を確保し、部活動の持続性を担保するとともに、教員の働き方改革の推進を図る。地域部活動の実施により、学校部活動にない部活動など、子どもたちに多様な体験機会を確保する。

方針7 ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育

不登校支援（メタバースを活用した学習支援）



オンライン空間上での授業の様子。メタバース技術を使用し、児童・生徒はオンライン上に用意した教室で交流したり、授業を受けることが可能となりました。学校やマイスクールと合わせて多様な学びの在り方を認め推進し、児童・生徒の学びを止めない教育を進めています。

■事務事業の概要■

【対象】学校、品川区教育支援センター「マイスクール」または民間施設のフリースクール等に通っていない児童・生徒

【目的】多様な学びの一環として、オンライン仮想空間上での学習支援をととして、不登校児童・生徒の社会的自立を目指す。

【内容・手法等】

オンライン上の仮想空間を活用した居場所と学習の機会を確保し、コミュニケーション活動、オンライン学習教材の提供、オンライン授業などを実施することで、個々の状況に合わせた学びの場を提供する。

発達障害教育支援員の配置



各支援員がよりよい支援を行うことができるよう研修会を実施しています。発達障害への理解や一人ひとりの子どもの困難に応じた具体的な支援などを知る機会としています。また、実際に行っている各学校での支援の状況を情報共有することで、今後の支援につなげていくことができるようにしています。

■事務事業の概要■

【対象】小学校・義務教育学校（前期課程）

【目的】発達障害等（自閉症、情緒障害、学習障害および注意欠陥多動性障害）のある児童が安心して円滑に在籍学級での学習を継続できるよう通常の学級において、必要な支援を行い、より充実した学校生活が送れるようにする。

【内容・手法等】

毎日1名の支援員が配置され、学級担任をはじめ訪問指導教員と共有した情報を基に、一人ひとりの子どもの状況に応じて寄り添った支援を行っている。特別支援教室を利用している子どもは、在籍学級でも支援を受けられることで、特別支援教室での指導の成果を日常的に発揮することができる。

方針8 社会・経済状況によらない教育の実現

日本語指導が必要な児童・生徒の支援



山中小学校の日本語指導教室で行われている指導の様子。児童・生徒は在籍校から週3回程度日本語指導教室に通い、日本語を学びます。

日本語指導講師によるきめ細かな指導を通じ、母語や文化を大切にしながら早期に日本語能力を習得し、どのような状況にあっても全ての児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるための取り組みを推進しています。

■事務事業の概要■

【対象】海外からの帰国児童・生徒、海外から来日した外国籍の児童・生徒など
日本語指導が必要な児童・生徒

【目的】児童・生徒が日本の生活習慣および学習習慣に速やかに適応し、学校生活および社会生活を円滑に営むことができる能力を育成する。

【内容・手法等】

山中小学校と八潮学園の空き教室において、日本語能力の習得を進めるための言語指導や、対象者の実態に応じた教科への適応指導を行う。日本語指導教室委託（NPO 法人 IWC 国際市民の会）。

方針9 充実した生涯学習・社会教育の機会の確保

ティーンズ世代の読書活動推進



ティーンズ世代が作成した本のPOPのコンテストを行っています。

応募作品の中から審査を通過したPOPを、区立図書館で掲示し、来館者に一番読んでみたくなったPOPに投票していただき、最優秀賞を決定しています。

本を読んで感じたこと、伝えたいことを表現する喜びを得られるとともに、多くの人に読書の楽しさを伝えるイベントです。

■事務事業の概要■

【対象】主に中学生段階・高校生世代

【目的】読書離れが懸念されるティーンズ世代向けに読書の楽しさや魅力を伝える。

【内容・手法等】

各図書館にてティーンズ向け図書コーナーを設置するほか、ティーンズ向け事業（POP コンテスト、ビブリオバトル等）の実施、ティーンズボランティアの受け入れ等を行う。

方針 10 教職員の養成およびサポート・指導体制の確保

固有教員の採用



区独自の教育施策の企画・具現化、学校組織体制の強化、高い専門性が必要となる教育課題への対応という品川教育のさらなる推進のため、推進リーダーの役割を果たす固有教員を採用しています。今後、段階的に増員していく予定であり、固有教員の魅力を積極的に PR して人材の確保に努めていくとともに、各種研修機会や助成制度の充実により資質・能力の向上を図っていきます。

■事務事業の概要■

【対象】区固有教員

【目的】一貫教育など品川区教育施策の推進

【内容・手法等】

区の教育施策の原動力となる高い志をもった者を採用する。他地区への異動がなく、区独自の教育施策への理解を深めた教員を配置することで、一貫教育を推進する。都主催研修への参加機会を確保するとともに、自己啓発のための書籍購入費等の補助、通所研修による重要施策の研究、外部専門研修の受講、異校種免許の取得推進等、区独自の補助を行い、固有教員の資質や能力の向上を図る。

方針 11 教育 DX に向けた ICT 環境の整備

学校 ICT の推進



児童・生徒が授業でタブレット端末に入力している様子。

ICT 機器を配備することにより、場所を問わず継続した学習環境を確保できるようになり、一人ひとりの資質・能力をより効果的に育成できる教育環境を実現しています。

■事務事業の概要■

【対象】区立小学校・中学校・義務教育学校

【目的】児童・生徒が ICT 機器を活用することを通じ、進化する情報社会への適応力（情報リテラシー）を定着させるとともに学習意欲の向上を図る。

【内容・手法等】

- ① 児童・生徒 1 人 1 台専用端末の ICT 環境整備
「GIGA スクール構想」の実現に向け、全ての児童・生徒に 1 人 1 台のタブレット端末を配備した。今後、タブレット端末を活用した学習活動を推進していく。
- ② 教室用 ICT 機器整備の充実
普通教室等へ整備した電子黒板機能付プロジェクタ・書画カメラ・教師用ノートパソコン・デジタル教科書等を活用し、より質が高く、分かりやすい授業を実践している。

方針 12 安全・安心な教育環境の整備

学校改築の計画的な推進



現在改築工事中の源氏前小学校の竣工イメージ。

老朽化が進み更新時期を迎えている学校施設について、計画的に改築を行っています。児童・生徒が安全・安心に学習できるとともに、地域に開かれ防災や交流の拠点となる学校づくりを進めます。

■事務事業の概要■

【対象】改築未着手校

【目的】学校施設の老朽化や就学人口の増加等に対応するため、計画的に学校改築を推進し、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、良好な学習環境を整備する。

【内容・手法】

①敷地測量、②基本設計、③実施設計、④校舎等改築工事

(3) 品川区教育振興基本計画策定委員会設置要綱

制定 令和6年1月10日 教育長決定 要綱第1号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき品川区教育振興基本計画を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、品川区教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 品川区教育振興基本計画の策定に関する事
- (2) その他品川区教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、教育長が委嘱する以下に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 関係団体に所属する者 3名
- (3) 子どもの保護者 3名
- (4) 学校教育関係者 2名
- (5) 校長・園長 5名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告のあった日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 策定委員会に副委員長1名を置き、委員長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に、品川区教育振興基本計画の策定に係る専門的事項について調査・研究させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員のほか委員長が別に指名する者とする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める

付 則

この要綱は、令和6年4月1日より適用する。

(4) 品川区教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

役 職	選 出 区 分	職 名	氏 名	備考
委員長	学識経験者	筑波大学 教授	樋口 直宏	
副委員長	学識経験者	明治学院大学 准教授	鞍馬 裕美	
委員	関係団体に所属する者	品川区町会自治会連合会 相談役兼監事	金子 正秀	
委員	関係団体に所属する者	品川区青少年対策地区委員会 連合会 会長	市川 信之助	
委員	関係団体に所属する者	品川区青少年委員	松本 麻里奈	
委員	子どもの保護者	品川区立小学校 PTA 連合会 会長	吉田 陽子	
委員	子どもの保護者	品川区立中学校 PTA 連合会 会長	加藤 雅紀	
委員	子どもの保護者	品川区立幼稚園 PTA 連合会 副会長	伊藤 やよい	2024（令和6）年 8月31日まで
			和田 絵美	2024（令和6）年 9月1日から
委員	学校教育関係者	学校地域コーディネーター	外山 愛理	
委員	学校教育関係者	品川区立旗台小学校 校区教育協働委員会 委員	江藤 大貴	
委員	校長・園長	品川区立御殿山小学校 校長	宮崎 朋子	
委員	校長・園長	品川区立富士見台中学校 校長	石黒 晋	
委員	校長・園長	品川区立伊藤学園 校長	野口 大和	
委員	校長・園長	品川区立八潮わかば幼稚園 園長	丸山 智子	
委員	校長・園長	品川区立台場保育園 園長	薄木 博之	
事務局	—	教育長	伊崎 みゆき	
事務局	—	子ども未来部長	佐藤 憲宜	
事務局	—	教育委員会事務局教育次長	米田 博	
事務局	—	教育委員会事務局庶務課長	船木 秀樹	
事務局	—	教育委員会事務局学校施設 担当課長	荒木 孝太	
事務局	—	教育委員会事務局学務課長	柏木 通	
事務局	—	教育委員会事務局指導課長	中谷 愛	
事務局	—	教育委員会事務局教育総合 支援センター長	丸谷 大輔	
事務局	—	教育委員会事務局特別支援 教育担当課長	唐澤 好彦	
事務局	—	教育委員会事務局品川図書 館長	河内 崇	
事務局	—	教育委員会事務局指導課統 括指導主事	齊藤 隆光	
事務局	—	教育委員会事務局 教育総合支援センター統括 指導主事	升屋 友和	

(5) 品川区教育振興基本計画 検討経過

月	策定経過
2024(令和6)年 4月	第1回策定委員会 期日：4月26日 内容：・委員長・副委員長の選出 ・審議の進め方・スケジュールについて ・国・都・区における現況について ・施策体系案の提示
6月	第2回策定委員会 期日：6月14日 内容：・計画骨子案の提示 ・子どもたちへの意見聴取実施案の提示
8月	第3回策定委員会 期日：8月1日 内容：・計画素案の提示 ・子どもたちへの意見聴取実施案の提示
9月	子どもたちへの意見聴取 期日：9月3日、5日、6日(3日間) 内容：「みんなが笑顔になれる学校を考えよう」をテーマとして区立学校に通う児童・生徒を対象とした子どもワークショップを開催
10月～11月	パブリックコメント 期間：10月11日から11月10日まで(30日間) 結果：・意見提出人数 6名 ・意見(要旨)数 48件
12月	第4回策定委員会 期日：12月19日 内容：・パブリックコメントの結果について意見交換 ・子どもたちへの意見聴取の結果について意見交換 ・計画素案修正案・概要版の提示
2025(令和7)年 2月	第5回策定委員会 期日：2月28日 内容：・計画素案修正案・概要版を提示 ・計画(案)・概要版(案)の決定
3月	教育委員会 期日：3月24日 内容：教育委員会において計画として決定

品川区教育振興基本計画

品川区教育ビジョン

発行月 2025（令和7）年3月

発 行 品川区教育委員会

編 集 品川区 教育委員会事務局 庶務課

音声コード

音声コード

概要版 A4判／8頁／両面4色刷り

品川区教育振興基本計画
品川区教育ビジョン 概要版



(案)

2025(令和7)年3月

品川区教育委員会

音声コード

本計画書には、音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。
専用アプリ等で読みとると、音声で内容が確認できます。

音声コード

ビジョン ～私たちが望む品川の未来～

本計画の示すビジョンは以下のとおりです。

子どもたちの笑顔でつながる共生社会

～みんなのウェルビーイングを目指して～

区教育委員会は、目指す未来（ビジョン）の実現に向け、これまでの教育改革の中で積み上げてきた教育環境を基盤とする3つの基本的な柱および12の方針を定めました。

また、本計画を通じて、子どもたちが個人と社会のウェルビーイング実現の担い手となることができるよう、その資質・能力を育むにあたり「品川区版 学びの羅針盤 2030」を作成しました。

私たちは、学びの羅針盤を手にした子どもたちが他者を尊重し、協働して社会全体をより良くするために学び合うことができるよう取り組みを進めます。



品川の未来（ビジョン）に込めた想い

国の第4期教育振興基本計画ではウェルビーイングを以下のとおり定義しています。

- 身体的・精神的・社会的により状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
- 多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられることも含む包括的な概念

国の教育振興基本計画を踏まえ、区教育委員会は、ウェルビーイングが実現した社会を以下のとおり定義しました。

「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会」

そして、本計画では、この考えを、

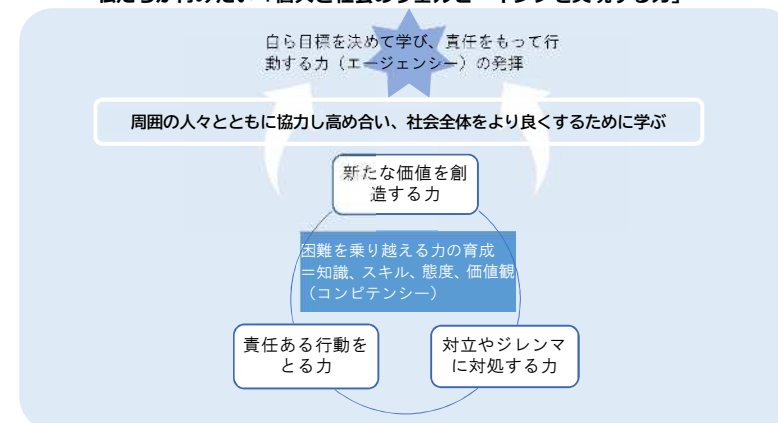
「子どもたちの笑顔でつながる共生社会 ～みんなのウェルビーイングを目指して～」

と表現し、目指すビジョンへと位置付けました。

- 子どもたちの笑顔でつながる共生社会とは、子どもたちが自分らしく幸せな人生を送る力を身に付け、同時に共生社会の担い手に成長した社会を表します。
- みんなのウェルビーイングは、個人と社会のウェルビーイングの実現を表します。

音声コード

私たちが育みたい「個人と社会のウェルビーイングを実現する力」



上記の図式に基づき、本計画における「品川区版 学びの羅針盤 2030」を作成しました。

＜参考＞国の「第4期教育振興基本計画」（2023（令和5）年6月策定）

- 2019（令和元）年に OECD が公表した「OECD Learning Compass（学びの羅針盤）2030」を参考としました。
- 将来の予測が困難な VUCA の時代、少子化、人口減少、高齢化など、社会の現状や変化を背景に、今後の教育政策の方向性を示す羅針盤として、2040（令和22）年以降の社会を見据えた基本方針）を示しました。

＜参考＞OECD ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030

- OECD は2015（平成27）年より“OECD Future of Education and Skills”プロジェクトを進め、2019（令和元）年に研究の成果として、私たちが望む未来を実現するための学習の枠組みを「OECD ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030」にまとめ公表しました。
- 「学びの羅針盤」はウェルビーイングの実現を最終目標とし、この目標を目指して歩んでいく子どもたちが、周囲の人々や社会をよりよいものにするべく学びを進める中で、責任ある有意義な行動をとるためのツールとして示されました。

音声コード

音声コード

音声コード



学びの 羅針盤 - 2030 -

私たちが望む品川 子どもたち つながる

～みんなのウェルビー

子どもたちは、コミュニティの中で仲間・教師・家族・地域等、周囲の方々に囲まれ、協力しながら、自らも共生社会の担い手としての当事者意識をもってみんなのウェルビーイングを目指します。大海原の中、学びの羅針盤を頼りに周囲の人々が乗る船とともに自らの船を進めます。

子どもたちが、将来予測が困難で変化の激しい時代の中にあっても、自分らしく幸せな人生を送るためには、ウェルビーイングの実現に向けて自身が進む航路を自ら選択できるように学ぶことが必要です。

区教育委員会は、子どもたちが自分自身の手で自らの航路を選択することができるよう、OECDラーニング・コンパス(学びの羅針盤)2030をベースとした「品川区版学びの羅針盤2030」を作成しました。「品川区版学びの羅針盤2030」を手にした子どもたちが、見通しの困難な社会を乗り越えるための「知識やスキル、態度および価値観(コンピテンシー)」を身に付け、そして「自ら目標を決めて学び、責任をもって行動する力(エージェンシー)」を発揮することができる共生社会の担い手となるよう育みます。

子どもたちが主体的に目的意識を働かせ、自分自身の責任を果たしながら、周囲の人々と共に協力し高めあい、社会全体をより良くするために学んでいくことができるよう、区教育委員会は子どもの視点を尊重し意見を聴きながら、地域社会の担い手である区民との協働により取り組んでいます。

基盤

地域とともにある
学校づくり

3校種体制における
学校教育の推進

9年間の
一貫したカリキュラム

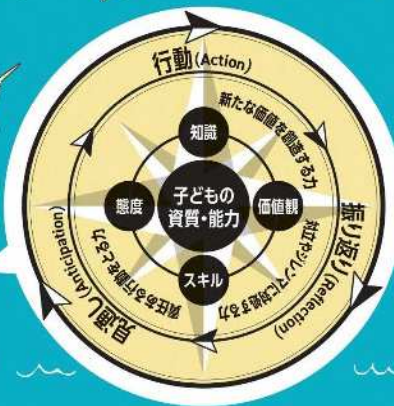
土台

幼児教育と義務教育の円滑な接続

の未来(ビジョン)

の笑顔で 共生社会

イングを目指して～



重点施策

- ウェルビーイング教育の推進
- レジリエンス[※]育成の推進
- ダイバーシティ&インクルージョン[※]を実現する教育の推進
- 個別最適で協働的な学びを実現する環境整備

※レジリエンス:直面した困難に対してたくましく、しなやかに立ち向かい、乗り越える能力

※ダイバーシティ&インクルージョン:多様な人々がそれぞれの違いを認め合い、個々の特性を生かして活躍することができる状態

▶AARサイクルに基づく学習プロセスの活用

見通し(Anticipation)、行動(Action)、振り返り(Reflection)から成る一連の学習プロセス

市民科「5つのステップ」と
学びの羅針盤「AARサイクル」との関連

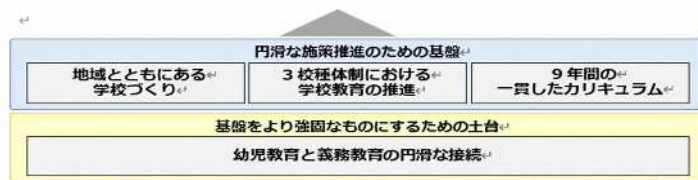


▶市民科「5つのステップ」と学びの羅針盤「AARサイクル」のプロセスは共通しています。

▶他教科の学びにおいても「AARサイクル」を取り入れます。

本計画における施策体系

ビジョン	品川区 が目指す教育	基本的な柱	施策推進における 12 の方針 ※12 の方針は、相互に作用しながら子どもたちの学びを 実現します。	
「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」くみんなのウェルビーイングを目指してく	個人と社会のウェルビーイングを実現するための子どもの資質・能力の育成	柱 1 一人ひとりの資質・ 能力を育成する教育	1	幅広い知識・専門的能力の育成
			2	確かな学力の育成
			3	豊かな心・健やかな体の育成
			4	主体的に社会の形成に参画する態度の育成・ 規範意識の醸成
			5	グローバル・イノベーションを担う人材育 成、職業実践力の育成
			6	学校・家庭・地域の連携・協働による教育
		柱 2 誰一人取り残さない きめ細やかな教育	7	ダイバーシティ&インクルージョンに根差し た教育
			8	社会・経済状況によらない教育の実現
			9	充実した生涯学習・社会教育の機会の確保
		柱 3 学びを支える教育体 制の確保	10	教職員の養成およびサポート・指導体制の確 保
			11	教育 DX に向けた ICT 環境の整備
			12	安全・安心な教育環境の整備



音声コード

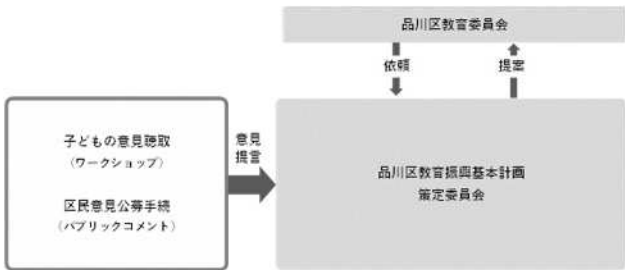
音声コード

目指す姿
●持続可能な社会の担い手として知性と感性に富み、希望に満ちた未来を自ら切り拓いていける基礎となる幅広い知識、スキル、態度および価値観を身に付けるとともに、それらを活用して様々な場面で適切に対応することのできる子どもたちが育っています。 ●子どもたちは、自主・自立の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう新しい時代を切り拓くための学力と学び続ける態度が身に付いています。 ●子どもたちは、自己の在り方・生き方を考えながら課題を発見し、よりよく解決していくために教科の概念を学び、本質を理解し、教科横断的に活用することができています。 ●直面した困難に対してたくましく、しなやかに立ち向かい、乗り越える能力（レジリエンス）、差別や偏見なく他者を尊重する態度、基本的な運動習慣と生活習慣を身に付けた子どもたちが育っています。 ●子どもたちは、社会と向き合う態度・価値観をもち、自ら考え主体的に責任をもって行動する力、他者とともに持続可能な共生社会づくりに貢献できる力、未来の社会をよくするために何かが行動しようとする資質・能力を身に付けています。 ●人々が手を取り合い生きていく共生社会の中で必要となる規範意識を身に付け、よりよい社会を目指して励ましあうことのできる思いやりある子どもたちが育っています。 ●豊かな語学力、異文化・多様性理解、国際貢献の精神、好奇心・創造性・開かれた考え方を身に付けた子どもたちが育っています。 ●異なる文化・価値観を乗り越えて他者と上手に関係を構築し、協力するコミュニケーション能力を身に付けた子どもたちが育っています。 ●社会の仕組みや地域社会における個人の役割を学ぶとともに、リテラシー（多様な情報を読み、解釈し、意味付けしコミュニケーションをとる能力）やニューメラシー（生活に必要な様々な情報を活用し、解釈し、計算する能力）を身に付け、自分の人生を豊かにし、Society5.0の中で新しい価値を創造する意欲と力を備えた子どもたちが育っています。 ●学校・家庭・地域の人々と共に、自らも地域における共生社会の担い手として主体的に協力・参画し、相互により影響を及ぼすことのできる子どもたちが育っています。 ●全ての子どもたちがよりよくあるために互いを認め合い、一人ひとりの能力と可能性を最大限に伸ばすことのできる教育が実現しています。 ●全ての子どもたちが互いの違いを受け入れることができ、また、自分らしさを存分に発揮しながら共生社会を担うことができるよう育っています。 ●子どもたちの将来の夢を実現する力と社会を変革する力が育まれるよう、経済的理由や社会状況により就学の機会が損なわれることなく、全ての子どもたちが平等に質の高い教育を受けることができています。 ●地域の歴史と文化を継承する担い手となり、世代を超えてお互いがつながり、地域と社会を自ら創造する意識が区民に浸透しています。 ●学び続ける教員が養成され、新しい時代の幼児教育・義務教育を先取りする区独自の学校運営が実現しています。 ●ICTの活用が日常化し、全ての子どもたちと教職員にとって魅力があり、学習効果の高い教育ができています。 ●ハード・ソフトの両面における安全で安心な教育環境の中で、子どもたちが常に新しい時代の学びを享受することができるようになっています。

音声コード

音声コード

計画の目的・位置づけ・期間・策定体制

目的	区教育委員会が所管する就学前教育、学校教育、家庭教育支援、文化財、図書館に関する施策を推進するためのビジョンと、その実現に向けた方針および計画期間における施策の目指す姿を明らかにする計画です。
位置づけ	- 教育基本法第 17 条第2項の規定に基づいて策定しており、区における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。 - 本計画の策定・推進にあたっては、国および東京都の「教育振興基本計画」を参酌し、「品川区基本構想」、「品川区長期基本計画」、「品川区教育大綱」および関連分野の個別計画等との調和と連携を図るものです。
計画期間	- 本計画の期間は、2025(令和7)年度から 2029(令和 11)年度までの5年間です。 - なお、法律や制度の改正等により、教育行政を取り巻く状況に大きな変化があり、計画内容を変更する必要性が発生した場合は、計画の見直しを検討します。
策定体制	計画対象である子どもの意見をはじめ、地域代表、PTA代表、幼稚園・保育園・学校関係者、学識経験者等の教育関係者、教育委員会及び関係部署の意見を集約し、多角的な視点で策定しました。 

子どもの意見聴取(ワークショップ)の様子



品川区教育振興基本計画に係るパブリックコメント ご意見と回答について

No.	項目	ご意見（要旨）	回答	反映
1	計画全般に関すること	区の教育施策を通して目指す姿・取り組む内容は計画全体を読むことで理解できるが、重点的に取り組む内容などが一目で分かるとなお良い。 また、本計画は取り組みの全体像を示す計画であるため、その実行に向けてどのように進めていくかもう少し記載があると良い。	本計画におけるビジョンの実現に向け、①ウェルビーイング教育の推進、②レジリエンス育成の推進、③ダイバーシティ アンド インクルージョンを実現する教育の推進、④個別最適な学びを実現する環境整備 を特に重点的に取り組む施策と位置づけています。 また、本計画に基づく具体的な施策推進については、実際に取り組む事務事業毎に、区がこれまでに収集してきた各種データを用いて根拠に基づいた確かな施策推進を図ります。加えて、学校教育分野については、児童・生徒の資質・能力の育成をより実効的なものにすべく、本計画に基づくアクションプランを定め、より一層効果的な教育施策の推進を図ります。	○
2	計画全般に関すること	こども基本法の理念をもう少し取り入れてほしい。	本計画の策定に際しては、こども基本法の理念を踏まえ、子どもたちの意見を聞くためのワークショップを実施しました。本計画策定後における個別の施策推進にあたりまして、引き続き子どもの視点を尊重し、その意見を聞きながら進めてまいります。	○
3	計画全般に関すること	「計画策定の趣旨」において、少子化、人口減少、国際競争力の低下、国や社会に対する意識の低下、などを課題として列挙し、VUCAという造語まで使い、「将来の予測が困難な時代」が強調され、子どもたちには「未来を切り拓く力を身に付ける」ことができる教育の必要性を述べている。しかしこれらの課題、今の社会がつくられてきたのは自然現象ではなく、全てこれまでの政府の失政に起因するものである。社会は変わるし変えられる。その社会の担い手として子どもたちを育てるのが教育の目的であった。現状認識、世界観、教育の位置づけに根本からボタンの掛け違いがある。	現在、社会は様々な要因から将来予測の困難な時代を迎えています。ご指摘のとおり、日々変わりゆく社会を担う子どもたちを育てることも重要であると考えていますが、区教育委員会はさらに歩みを進め、要因にかかわらず自らの力で困難を乗り越え、新たな社会や価値を創造する子どもたちの資質・能力を育むことが大切であると考えています。	
4	計画全般に関すること	そもそも、国が教育振興基本計画を策定することそのものが、国家権力が教育内容を統制するためのものであり、今回の国の基本計画にも、国の計画を「参酌」し作られた区の基本計画（素案）にも、国際的な大事な人権の到達点である「子どもの権利条約」の文言が一言も無いのは違和感しかない。	本計画では、第2章「1 国の動向」において「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」について触れています。 教育振興基本計画の根拠法である教育基本法は「子どもの権利条約」と軸を一つにするものであるとともに、本計画策定にあたっては「子どもの権利条約」の精神に則り制定された「こども基本法」にも留意しています。こうしたことから、本計画は「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえたものであると考えています。	
5	計画全般に関すること	「計画策定の体制」で参加総数54名、3回のワークショップ開催をもって子どもの意見聴取を強調しているが、人数があまりに限定され少なすぎる上、どこにその声が反映されたかは全く分からない。	本計画の策定にあたり、子どもたちへの意見聴取としてワークショップを実施したほか、区がこれまでに行ってきた児童・生徒アンケートや区民アンケートの結果を参考とするなど、広く子どもたちの意見を計画の検討に活用し、反映しています。 なお、ワークショップ実施状況については、本計画における資料として計画書へ掲載いたします。	

品川区教育振興基本計画に係るパブリックコメント ご意見と回答について

No.	項目	ご意見（要旨）	回答	反映
6	計画全般に関すること	「新たな計画における円滑な施策推進のための基盤」という名で、学校統廃合と大規模化をもたらし、学校複線化により「どこでも、良質の学びを保障する」との義務教育の役割を歪めてきた、学校選択制・小中一貫校・学力テストなどのこれまでの品川区の「教育改革」を反省・検証なしに正当化・継承しているのは問題がある。基本計画をつくるにあたっては、この点こそ、立ち止まって検証し、転換すべき点だった。	本計画は、区がこれまでに推進してきた「プラン21」、「品川教育ルネサンス」など独自の教育改革による成果を活用することを前提に、今後の区の教育施策の方向性を総合的・体系的に示すものです。 なお、教育改革に基づき実施する各種事務事業については、区教育委員会が法に基づき毎年実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を通じて検証を行っています。	
7	計画全般に関すること	「基本計画」策定にあたっては、品川区の現状分析を基本に出発すべき。注視すべきは、「将来の予測が困難なVUCA」ではなく、品川区の子どもの置かれている状況である。	本計画の策定にあたっては、児童・生徒アンケート、保護者アンケート等を通じた現状認識から検討を行いました。また、品川区の子どもが置かれている状況についても、多様な視点から様々な捉え方が可能かと思いますが、将来の予測が困難な（VUCA）な時代であることもまた、子どもたちが置かれている状況の1つだと考えています。	
8	計画全般に関すること	「共にはぐくみつなぐ教育都市しながわ」という方針の下で、就学前教育、学校教育、家庭教育支援、文化財への意識改革、図書館の利活用を通して、子どもたちが生きがいや人生の意義などを将来にわたり考えるにあたり、持続的な幸福感をもち、個人を取り巻く地域環境や社会が持続的に良い状態になるよう、絆を築いていくことを支援する計画として、共感するところが多いものだと感じた。この計画に基づいて、品川区が目指す教育が、子どもたちの自立、自主性の発達と、日々の学びの中からの気づきを大切に、自律的に学びを積み重ねていける教育体制になるよう、期待したいと思う。	本計画に基づく個別具体的な施策推進を通じ、共生社会の担い手となる子どもたちの育成に向けて取り組んでまいります。	
9	「ビジョン」および「学びの羅針盤」に関すること	「みんなのウェルビーイングを目指して」とビジョンをうたうのはよいが、ウェルビーイングの実現の担い手として子どもたちを位置づけているのには違和感がある。子どもたち一人ひとりの個人の尊厳や学び成長する権利含めた人権は、無条件で、第一に大切にされるべきである。また、個人のウェルビーイング達成の要素の一つとして学力を位置づけているのは、教育の目的を「人格の完成」にすえ、「憲法の理想の実現」を教育に託した旧教育基本法の精神に照らし、学力の捉え方があまりに狭いと言わざるを得ない。	本計画において、子どもたちはウェルビーイング実現の担い手の一員となると同時に、自身のウェルビーイングを高めていくという在り方を示しています。ウェルビーイングは「生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの」であり、子どもたちの人権を大切にすると捉えています。また、ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるものではなく、二者は相互に関わり合いながら実現していくものであると考えています。	
10	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	各学校のホームページに「授業改善プラン」が掲載されているが、その基準は区の「学力定着度調査」である。さらに、「外部評価と併せて、児童・生徒への指導力に対する学校の結果責任・説明責任を果たしています。」とある。こうした取り組みが子どもたちの確かな学力、豊かな学びの保障につながるとは思えない。「学力問題」のとらえ方が表面的、皮相的で、子どもたちの学びの本質に迫っていない。	学力定着度調査の結果を分析することにより、教育課程や指導方法に関わる自校の課題を明確にするとともに、授業改善プランを作成し、各学校のホームページで公開しています。本調査結果を経年変化で比較し、多面的な学びの把握に努めることで、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ることにつながるものと考えています。	
11	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	行政の行う「悉皆の学力テスト」は廃止すべきである。評価や授業改善プランは教師自身が日常の教育活動の中で行うべきもの。魅力ある授業、ゆとりある学校生活の創出が急務である。	学力定着度調査は、教員が立案した指導計画の見直しおよび指導方法の改善を行う機会となっています。また、授業改善プランの確実な実施により、児童・生徒の学力の向上とともに教職員の資質・能力の向上を図ることができる取組となっており、今後も継続して実施してまいります。	
12	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	子どもたちにとっての今を大切に、遊びも学びも豊かに保障し、魅力あるものにすることが基本計画の中心課題であると思う。	品川区学力定着度調査や全国学力・学習状況調査、東京都統一体力テストの結果分析をもとに、子どもたちの実態を把握しています。子どもたちの実態を踏まえた質の高い魅力ある教育を推進していきます。	

品川区教育振興基本計画に係るパブリックコメント ご意見と回答について

No.	項目	ご意見（要旨）	回答	反映
13	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関する事	基本方針3のグローバル社会における人材の育成に関し、日本の伝統と文化を理解することを基盤とした国際理解教育を一層推進する方針の下、実践的なコミュニケーション能力を培うために9年間の英語教育を進めていく中で、品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習の一環として、地域の一員としてアイデンティティをもって、外の人たちに故郷を誇りをもって紹介できるような教育となれば良いと思う。	区では市民科を中心に、日本の伝統と文化を理解することも含めて国際理解教育であると捉え、その取り組みを推進しています。引き続き国際理解教育の充実を図ってまいります。	
14	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関する事	学校現場では、子どもを権利の主体として尊重する体制が未だに整っていないと感じている。	全ての子どもを大切にしたい教育を推進することは重要だと考えています。引き続き、子ども基本法の趣旨を踏まえた教育の質の向上、体制整備を推進してまいります。	
15	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関する事	市民科教科書作成過程を公開し、子どもを含めた市民や教員等の意見聴取などの機会も設けてほしい。また、市民科公開講座の日程をHP等で広く知らせてほしい。	市民科教科書は、品川区立学校の教員で組織される作業部会を通じて作成および改訂が行われています。その作成過程の公開および子どもを含めた市民の意見聴取については、今後検討してまいります。市民科授業地区公開講座の日程は各学校のホームページにてお知らせしておりますので、適宜ご覧ください。	
16	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関する事	子どもの意見を聴く、子どもに対して、決めつけて否定してしまうような環境は早急に改善してほしい。	本計画に基づく個別具体的な施策推進を通じ、適切な資質・能力を備えた教職員の養成およびサポート・指導体制の確保に向けて取り組んでまいります。	
17	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関する事	「施策推進における12の方針」における方針2か、方針4の中で、社会経済との関わり的重要性を学び、お金の流れを理解し、様々な社会的な行いを通して、社会に還元していくことの大切さを学ぶ機会を設けることが必要かと思う。自らの興味や関心を高めながら、創造し、表現するとともに、人や資本を動かし、自らも収入と支出をすることで、社会に還元していく姿をイメージして、持続可能な社会活動への学びと実践のトレーニングの場としての教育環境が、9年の課程を終えてから子どもたちが社会の一員として活躍するためには、必要である。	市民科学習において、5年生で経済体験学習「スチューデント・シティ」、7年生で経営体験学習「CAPS」、8年生で生活設計体験学習「ファイナンス・パーク」を実施し、経済活動について学んでいます。本計画に基づく個別具体的な施策推進を通じ、職業実践力の育成に向けて引き続き取り組んでまいります。	
18	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関する事	「施策推進における12の方針」における方針5の中で、グローバル化を進めるうえで、自己のアイデンティティの確立を進めると同時に、各国や他文化との違いを認識し、リスペクトをもってその違いを理解していく必要があると思う。主体的で対話的な深い学びを得るために、品川区は、近隣に存在する多くの外国大使館と連携し、彼らの協力を得、教育の中で、本物の他文化に触れる機会が持てるようになるとう良い。	令和6年7月には、大使館を通じた国際交流があり、スイスの音楽院の生徒が区立小学校を訪問し、歌や音楽による交流会を実施しました。こういった取り組みは、外国の文化を学ぶ貴重な機会となっています。今後も、多様性理解・多文化共生を各学校の教育課程に位置付け、外国の方々とに直に触れ合う取り組みを支援してまいります。	
19	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	「品川区における教育の取り組み」では、「不登校対策」や「いじめ対策」の項に典型的にみられるように、6年間で3.8倍も増えた児童生徒の不登校や、被害生徒が救急搬送を繰り返し転校を余儀なくされた後、本人の申し出により調査・認定されたいじめ重大事態など、区内で起こった深刻な子どもの実態の記述が欠落しており、単に区教委の実績宣伝になっている。これでは、そこから教訓や改善をくみ取するという計画にはならない。	本項目は、教育改革「プラン21」以降の区の教育行政の歩みの要点を絞り、概略的に紹介する項目です。ご指摘いただいた内容のほか、様々な課題を踏まえ、ここで紹介した取り組みをよりよいものとすべく検討した結果を、本計画第3章「品川区が目指すこれからの教育の姿」としてお示ししています。	

品川区教育振興基本計画に係るパブリックコメント ご意見と回答について

No.	項目	ご意見（要旨）	回答	反映
20	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	「不登校対策」では、「マイスクール」「校内別室指導支援」などの言及はあるが、不登校の分析、原因究明がなされていない。多様な原因があると思われるが、学校生活での息苦しさ、学びのやせ細りなどが、一貫して指摘されている。	不登校の原因については、「学校生活にやる気がでない」「不安・抑うつ」「生活リズム不調」など、個々に違いがあり、ご指摘のとおり要因は多様かつ複合的になっています。不登校の要因がはっきり分らないと答える児童・生徒もあり、要因へのアプローチと同時に、校内別室やマイスクールなど、多様な居場所や学習機会を確保し、不登校のお子さんの現状に合わせた支援やアプローチが必要だと考えています。また、学校での不登校を未然に防止するための取り組みとして、1人1台端末を利用し、毎日の体調チェックや相談受付、毎月の心の健康度のチェックなどを実施し、個々の状況の把握を行っています。	
21	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	いじめ問題も深刻である。本質的な克服には、傍観者も含め、子どもたち自身が、日々の生活の中で起きる人間関係の問題性を見つめ、話し合い、人権意識・感覚を育てていくことが重要である。「学級会」を明確に位置付け、常に話し合い、相手の立場を理解し、問題に対処すべきだである。集団として克服する力を育てることが大切である。 そのために、「子どもの権利条約」を実践的に学ぶことが大切であり、本計画の中心課題とすべきであり、2021年に制定された東京都の「こども基本条例」を計画の中に位置づけ、「品川区こども条例」の策定を目指すことを明記すべきである。	本区の教育目標の第1に人権教育の推進を掲げており、全学年で発達段階に応じた人権教育を実践しております。社会科では子どもの権利条約について学習し、市民科においても5年生以上が教科書で学んでいます。引き続き、教育の質の向上に努めてまいります。	
22	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	「品川教育ルネサンス」をふまえた三校種制度で、こどもたちの学校課程の選択肢が増えていることは、素晴らしいことだと思う。さらに、こどもたちの成長の速度は、それぞれに違いがあるので、この違いにも着目したカリキュラムになるよう、多様性を反映したルートの検討も、今後は必要だと思われる。より自由な義務教育課程を提供できる教育システムを構築して、それぞれこども世代の誰をも取り残さない、知る機会、成長する機会を活かす取り組みも検討してほしい。	誰一人取り残さないきめ細やかな教育の実現に向け、区では引き続き、多様性に応じた学びの充実とともに特別支援教育の充実を図ってまいります。	
23	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	誰一人取り残さないきめ細やかな教育の実現の土台として、従来の教育課程に則った学校制度だけではなく、「マイスクール」の整備を進め、そこでの学びも教育課程上の高校など進学や、引き続き学びへのきっかけとなるような制度作りが必要だと思う。義務教育課程の区だけでは解決が難しいかもしれないが、「マイスクール」の整備を進めここの学びの評価も、教育課程上評価しうらと思われるので、正当に学びの成果を評価して、価値を社会的に見出していくことが重要だと考える。	マイスクールについては、令和6年度に「マイスクール西大井」を新たに開設し、計4箇所児童・生徒の受け入れを行っています。マイスクールでは個別学習支援、小集団での授業や体験活動などを実施しており、活動の状況について定期的に在籍学校に報告するなど、マイスクールにおける学びの成果を生かすために綿密な連携を図っています。	
24	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	不登校が増えているのは、子どもにとって学校が安全な場所となっていないからであることを、区教委や教員等に理解してほしい。	区では、令和6年度より、全教職員へ「いじめ予防プログラム」による研修を実施しています。研修の内容は、いじめの基本的な知識の他にも、いじめを生まないよりよい学校風土を形成していくための専門的な内容となっています。本研修や定期的実施する「学校風土調査」等を通じて学校の状況を把握し、子どもたちにとって学校がより安心・安全な場所となるよう各学校での取り組みを支援しています。	
25	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	「施策推進における12の方針」における方針5、方針7に係るが、日本語を母語としない子どもが学校の朝読書などで困らないように、学校図書館にもさまざまな国の本も導入してほしい。	日本語を母語としない子どもたちのためのメディアセンター（学校図書館）への様々な国の本の導入については、学校の実態を踏まえ研究してまいります。	

品川区教育振興基本計画に係るパブリックコメント ご意見と回答について

No.	項目	ご意見（要旨）	回答	反映
26	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	「施策推進における12の方針」における方針7について、障がいがあっても同じ教室で学べるようにしてほしい。障がいの有無で分ける教育は止めてほしい。	本区では、就学相談の中で、専門家による児童・生徒観察や保護者面談、就学相談委員会の協議等を経て、児童・生徒、保護者の意向を最大限尊重して就学先を決定しています。特別支援教育のニーズは様々あることから、文部科学省や東京都の意向を踏まえ、通常の学級、通級指導学級、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を整備し、選択できるようにしています。今後も、通常の学級において個別に支援が必要な際の支援員の配置や特別支援学校と地域の学校との副籍交流、校内における特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習などを推進し、それぞれの児童・生徒が学習活動に参加している実感を得ながら、互いを認め尊重し合いつつ学ぶことができる環境づくりを進めてまいります。	
27	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	いじめや不適切指導に関する報告を適切に行い、再発防止に繋げてください。	いじめ防止等に関して、「品川区いじめ防止対策推進条例」および「品川区いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、1人1台端末を活用した児童・生徒からの援助要請を受け付けるなど未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、いじめ予防授業を通して、いじめ予防およびいじめの重大化を防ぐよう努めてまいります。また、若手教員育成研修や生活指導主任会、部活動指導者研修会ならびにいじめ防止研修を通じて不適切な指導や体罰の防止および学校風土の醸成に資する取り組みを引き続き行っております。	
28	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	「施策推進における12の方針」における方針8について、修学旅行費などの負担についても積極的に行ってほしい。経済的理由だけでなく、子どもが修学旅行等に行けなかった事例がある。	修学旅行費の負担については、現在行っています予算編成作業の中で検討を進めております。	
29	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	「施策推進における12の方針」における方針9について、品川区であった戦争の話や、品川区で起きてしまった関東大震災の時のジェノサイドについて子どもが知る機会を構築してほしい。	社会科等における教育内容の充実に努めてまいります。	
30	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	CAPプログラムを3年生だけでなく、他の学年や幼保でも行ってほしい。また、教員向けプログラムも3年生の教員だけでなく全ての学年、幼保の先生も参加できるようにしてほしい。	学校教育の一環として実施するCAP（子どもへの暴力防止対策事業）について、現時点で拡大して実施する予定はありませんが、今後見直しを図りながら検討してまいります。	
31	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	嫌なこと、困ったことがあった時にすぐに「助けて」と言える環境を整えてほしい。	学校においては、各学級の担任や管理職が児童・生徒の心理的安全性を確保できる環境づくりを行い、相談しやすい体制を整えています。区内の小・中・義務教育学校全校において、今年度より一人一台端末を用いたアプリ等の健康観察・相談窓口システムを導入し毎日児童・生徒の心身状態を把握することできるようにしています。また、校内には目安箱を設置するほか、1～6年生対象のHEARTS相談電話や7～9年生対象のアイシングナルといった手段を設けています。加えて、区では学校外の相談機関として、不登校・いじめ・暴力行為・非行・家庭環境等の相談については子ども支援の専門家であるHEARTSがサポートします。そのほか、相談内容に応じて品川区子ども家庭支援センター、虐待専用しながわ見守りホットライン、品川区ヤングケアラーサポートLINE等、様々な相談方法の充実を図っています。	
32	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	社会・経済状況によらない教育の実現の中で、給食費や教材の無償化は、こどもたちが学校で学ぶ機会を失わないという点で、優れた政策だと思うが、資金的な裏付けが必要になる政策でもある。区の収入を増やすような努力、発想が必要になるものと思われる。	これまでも税外収入等の確保など、歳入確保を図ってまいりましたが、今後も子どもたちへのより良い教育の実現のため、引き続き様々な手段を検討しながら財源の確保に努めてまいります。	

品川区教育振興基本計画に係るパブリックコメント ご意見と回答について

No.	項目	ご意見（要旨）	回答	反映
33	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	グローバル化の進展に伴い、外国語を母国語とする児童、生徒が増えていく現状において、外国大使館などの母国の支援を求めていくことも必要かと思う。	外国語を母語とする児童・生徒の支援については、関係部署と連携をしながら進めているところです。子どもの実態に応じた支援の在り方について引き続き研究してまいります。	
34	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関する事	少人数学級、生活のゆとり、教員の多忙化解消、無駄な事務作業の解消など、教育行政はまず、こうした教育条件整備を行うべきである。	本計画に基づく個別具体的な施策推進を通じて適切な教育環境の整備を推進してまいります。	
35	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関する事	十分な研究と授業準備、充実した子どもたちの交流活動が豊かであれば、教師の教育力の向上につながる。教員の働き方改革は、まさに教師の自由を取り戻す点に意義がある。	子どもたちの豊かな学びや成長を支える質の高い学校教育の維持向上のため、教員が心身の健康を保ち、子どもたちの教育に一層専念することができるよう、引き続き勤務環境の改善に向けた取組を行い、働き方改革を推進してまいります。	
36	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関する事	ICT環境の整備の中で、「メディアセンター」の位置づけを明確にしてほしい。メディアセンターは、本を読む、読む力をつけるだけでなく、資料を比較し選び取る力をつける大切な機能を果たす。ところが、そのICT環境が十分考えられていない。探究学習を推進し、生涯にわたり、学ぶ力を作り上げる上での学校図書館（メディアセンター）の充実を図る必要を計画に入れてもらいたい。これは図書館の仕事ではなく学校教育の仕事であり、図書館はそのサポートであると考ええる。	学校におけるメディアセンターは読書センターおよび学習・情報センターとしての機能を持つものと捉えています。この2つの機能を発揮し、メディアセンターが学校教育の中で更なる役割を果たすことができるよう、機能を充実することが大切であると考えています。	
37	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関する事	学校改築に時間がかかり、1年生が卒業するまで改築中で校庭のない校舎で生活する事態が起きている。なんとか工事期間を短縮する方法を考えてほしい。	学校改築工事の工期が長期化する要因として、現地で学校を運営しながら建て替える「居ながら工事」を行っていることや、建設業の働き方改革の取り組みに伴い工事を原則として土日休みとしていることなどが挙げられます。これまでも児童・生徒の安全確保や負担軽減を最優先に考え、学校運営に配慮した建替え工程とするとともに、新校舎をなるべくコンパクトにまとめた設計にするなど工期短縮を図ってまいりました。さらなる工期短縮に向け、引き続き改善に努めてまいります。	
38	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関する事	校舎を建て替えることは、将来数十年を見通したものとなる。改築された校舎を見ると、校舎配置、特別室の内容に専門家の意見が入っているのであろうかと思われるところが見られる。私のわかる範囲でいえば、メディアセンターの内部設計には思想がないと思われるものが何件もある。カウンターからの見通しがきかない構造、メディアセンターとして、プロジェクターやスクリーンの配置を全く考えていない設計、静かさを担保されない設計などである。	学校改築にあたり、将来の学級数の増減や学習形態の多様化などに対応できるよう、校舎配置や各諸室の設計を行っております。ご指摘いただいた点にも配慮しながら、引き続き良好な教育環境の整備に努めてまいります。	
39	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関する事	校舎改築により完成したばかりのメディアセンターが普通教室の不足で普通教室に変更され、広さが確保できなくなる例がいくつも出ている。設計に関しては、学校設計の専門家の英知を活用していただきたい。メディアセンターは名称だけで昔の「本の館」の発想を出ていない設計が目立つ。ぜひ、先を見通して、もったいない校舎改築にならないようにしていただきたい。	学校改築の際の新校舎の教室数や各諸室の広さなどは、就学人口推計を踏まえて計画しているところですが、推計に表れていない竣工後の住宅開発などに対応するため、ご指摘のとおり一部の学校ではメディアセンターを普通教室に転用したケースがございます。現在設計中の学校では、推計値をより精査するとともに、柔軟に対応できるような校舎計画を進めています。また、メディアセンターの設計につきましては、図書の配置のみに留まらず、児童・生徒の様々な学習活動を支えるものとなるよう計画してまいります。	
40	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関する事	中学校のメディアセンターにおいては、特にICTを活用し、探究学習に耐えるメディアセンターを目指していただきたい。他の特別教室においてもそのようなことがあるのではないかと危惧している。内部設計の段階で専門家の意見を入れてほしいと考えている。	メディアセンターを含め、各諸室や設備等の計画にあたり、関係部署や専門の方のご意見などを踏まえ設計してまいります。	
41	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関する事	「読書バリアフリー法」により、図書館だけでなく学校図書館も読書に障害のある子どもへの対応が必要とされる。そのサポートを図書館には果たしてほしいと考えるのでどこかで触れてほしい。	本計画とは別に、現在、改定に向けた検討を行っている「品川区子ども読書活動推進計画」の中で、子どもの多様性に対応した読書環境づくりのための施策について検討しています。	

品川区教育振興基本計画に係るパブリックコメント ご意見と回答について

No.	項目	ご意見（要旨）	回答	反映
42	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	学校図書館には、図書司書が毎日いる環境が必要です。品川区子ども読書活動推進計画策定委員も、ほぼ全員が同様の意見を述べ求めている。図書司書が毎日いるように学校図書館を充実させることは、子どもにとってはもちろん、教員にとってもプラスである。なぜなら、授業のサポートも図書司書はできるからである。情報センターの機能も持つ学校図書館にもっと予算をかけてください。	ご指摘のとおり、子どもの読書活動推進において、司書が適切に配置された学校図書館が果たす役割は大きいと認識しています。引き続き様々な手法を通じて図書館機能の充実に努めてまいります。	
43	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	危険な状況に遭遇した時にすぐに逃げられるように、日ごろの訓練が必要である。定期的な訓練実施をしてほしい。	全ての区立学校において月に1度の安全指導日を設け、実態に応じた指導を行っているところです。引き続き、安全指導の充実に努めてまいります。	
44	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	教育DXの推進に向けて、保育現場に限らず、学校でも「事務負担は重く」「残業時間の必要性が増している」状態であると思われるので、保育現場の文書作成にAIの活用が始まっていることから、これらの仕組みを学校教育の中にも広げていけると良い。また、事務負担については、保育職や教育職が事務負担を担うのではなく、別の職種での対応もできるよう仕組みづくりを進めていくよう期待している。	現在、区では、教育現場も含めた全庁的な取組みとして、生成AIを活用できる環境を整備し、活用研修などを行っております。今後もより利用しやすい環境整備等を含め、教職員の業務効率化と負担軽減を目指してまいります。また事務負担については、事務作業を補助するスタッフ（会計年度任用職員）を配置し、教員の事務負担軽減に取り組んでいます。今後も引き続き、教員のさらなる事務負担軽減に取り組んでまいります。	
45	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	教育DXを進めるうえで、ICT環境の整備と活用を図るためには、ユーザー側のスキルの向上が不可欠である。ICT機器の配備だけではなく、使いやすいソフトウェアやアプリケーションの導入と、これの使い方を幅広く伴走的に支えていく人材の育成、活用が不可欠である。	現在、ICT支援員を各学校に派遣し、ICT機器の活用方法や、それらを用いた授業の支援や提案を行っており、教員のスキル向上と授業支援に取り組んでいます。またソフトウェアやアプリ等につきましても、教育現場のニーズに対応したより効果的なICTツールを導入できるように、こまめな情報収集を行うなど、その動向を注視しております。引き続き、現場の声に耳を傾けながら効果的なICT環境の整備と活用に努めてまいります。	
46	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	保育や教育の現場で必要とされる機能を充実するためのアップデートのためにも、より多くのデータの活用が求められると思う。それらのデータには、秘密保持性の高いものも含まれているので、セキュリティの管理を厳重にすることも重要である。最も高いセキュリティとして、物理的に外部ネットワークから遮断されているネットワークを形成すべきかと思う。	ご指摘の通り、データセキュリティの重要性は十分に認識しております。現在、教育現場においては、児童生徒の個人情報や成績情報など、秘密保持性の高いデータについては、外部ネットワークから遮断された場所にて厳重に管理・運用を行っております。今後もデータの重要性に応じた適切なセキュリティ対策を講じながら、教育DXの推進と個人情報保護の両立に努めてまいります。	
47	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	災害時における教育活動の継続に向けた体制構築にあたり、混乱した被災後の社会状況の中、自自治体のみで体制を構築することは困難を極める。この件については、常日頃から提携、連携を他自治体と結んで置き、相互に支援できるような枠組みを作っておくことが肝要だと思う。	災害時においては、避難所の運営を適切に行うことが早期の教育再開につながるものと考えます。区では他自治体との相互援助協定を締結しており、避難所の運営や広域避難などの相互支援も含め検討しています。	
48	その他	「子供」と言う表記をやめてほしい。品川区と同様に、また、本計画において表記されているように「子ども」に統一してほしい。	本計画においては原則として「子ども」を使用し、こども基本法に関連する部分のみ「こども」を用いています。	

品川区教育振興基本計画に係るパブリックコメント ご意見と回答について（修正箇所見え消し）

No.	項目	ご意見（要旨）	回答	反映
5	計画全般に関すること	「計画策定の体制」で参加総数54名、3回のワークショップ開催をもって子どもの意見聴取を強調しているが、人数があまりに限定され少なすぎる上、どこにその声が反映されたかは全く分からない。	本計画の策定にあたり、子どもたちへの意見聴取としてワークショップを実施したほか、区がこれまでにやってきた児童・生徒アンケートや区民アンケートの結果を参考と もする など、広く子どもたちの意見を計画の検討に活用し ました、反映して います。 また、本計画における資料としてワークショップ実施報告書の掲載を予定して いますが、 その中で本計画への反映状況についてもお示しする予定です。 なお、ワークショップ実施状況については、本計画における資料として計画書へ掲載予定です。	⊖
17	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	「施策推進における12の方針」における方針2か、方針4の中で、社会経済との関わりの重要性を学び、お金の流れを理解し、様々な社会的な行いを通して、社会に還元していくことの大切さを学ぶ機会を設けることが必要かと思う。自らの興味や関心を高めながら、創造し、表現するとともに、人や資本を動かし、自らも収入と支出をすることで、社会に還元していく姿をイメージして、持続可能な社会活動への学びと実践のトレーニングの場としての教育環境が、9年の課程を終えてから子どもたちが社会の一員として活躍するためには、必要である。	市民科学習において、5年生で 経済体験学習 「スチューデント・シティ」、7年生で 経営体験学習 「CAPS」、8年生で 生活設計体験学習 「ファイナンス・パーク」を実施し、経済活動について学んでいます。本計画に基づく個別具体的な施策推進を通じ、職業実践力の育成に向けて引き続き取り組んでまいります。	